

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）

令和5年10月（v 1. 3）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓ 顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

✓ オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続きや契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

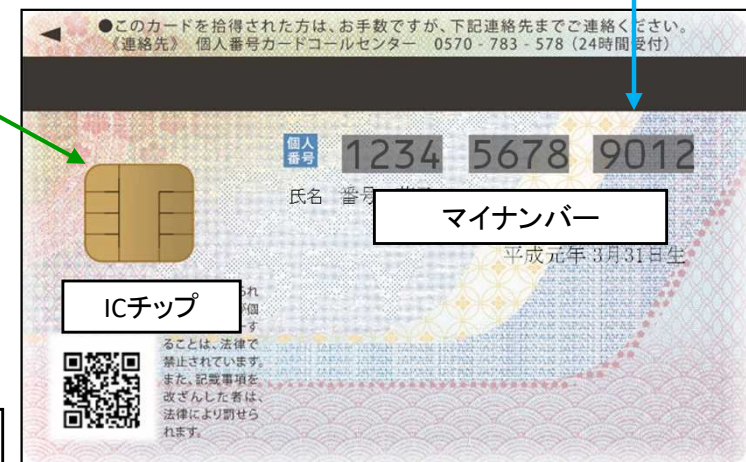
➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報が入っていません

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

オンラインでの利用には電子証明書を使います マイナンバーは使いません



- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野などにおける法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 露 太郎
生年月日 〇年〇月〇日
性別 男
住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く
利用が可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードのアプリの概要

新規

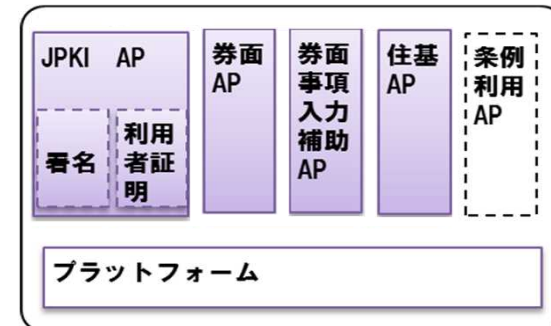
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPFI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注) マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

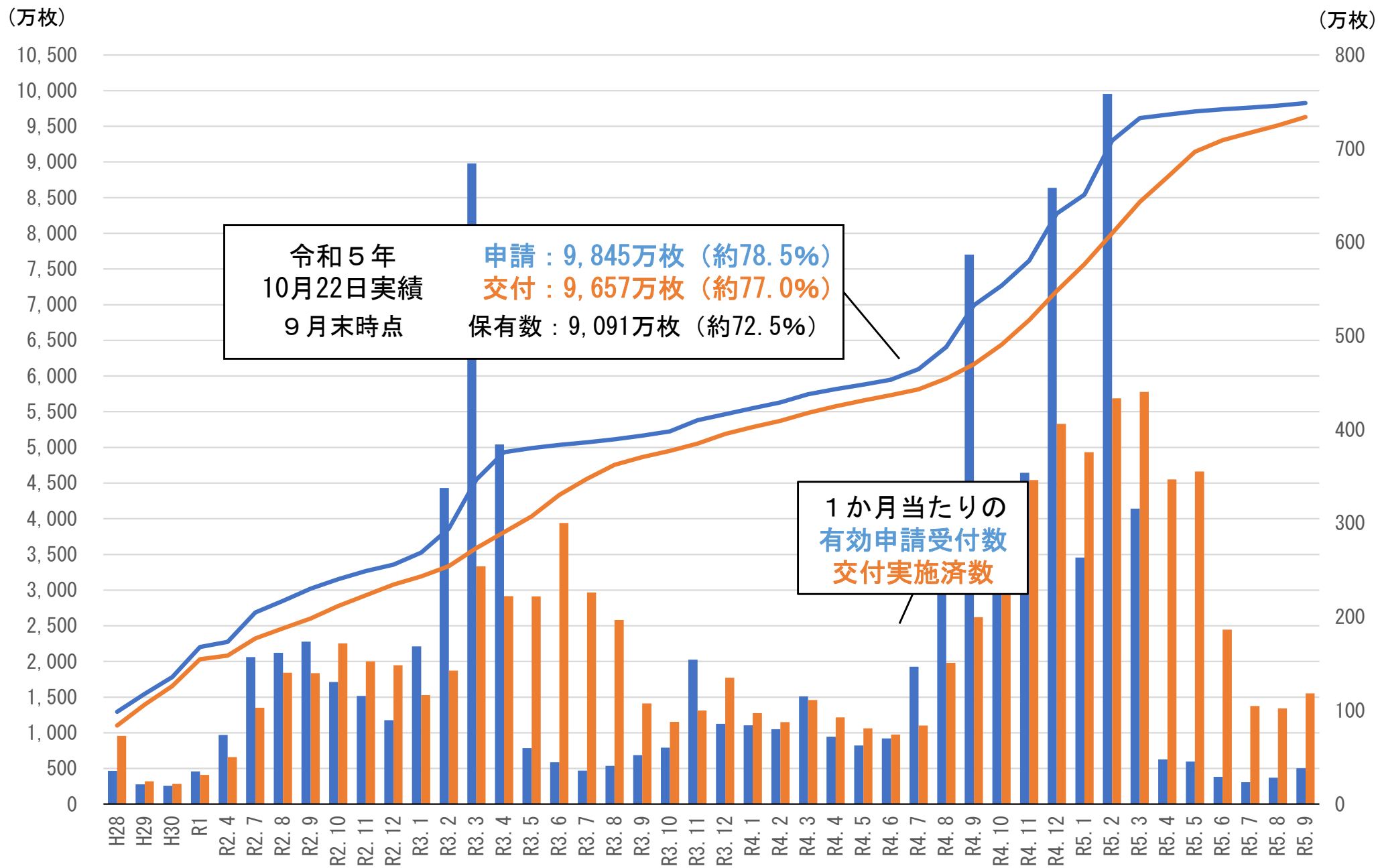
※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバーカードの申請・交付状況

更新

累計有効申請受付・交付実施済数

1か月当たりの有効申請受付・交付実施済数



(H28~R1は年度当たりの平均値)

* 保有数 : 現に保有されているカードの枚数 (交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

マイナンバーカードの利用シーンの拡大

更新

健康保険証としての利用



- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10～本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10～)

マイナポイント第2弾



- ①マイナンバーカード取得
②カードの健康保険証利用申込
③公金受取口座登録
をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※ポイントの申込は令和5年9月末で終了。

コンビニ交付サービス



- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R5.9.15 対象人口:11,653万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認



- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、**确实・簡便な本人確認が可能に**
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R5.10.10現在、**民間事業者488社**がサービスを提供)

マイナポータル



- 子育て関連手続や**引越し手続**を**オンライン申請**できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認**が可能

職員証・社員証としての利用



- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
⇒「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R5.6.9閣議決定)に基づく工程表に沿って推進
運転免許証(～R7.3までに実現)、**国家資格証**、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワーク受付票**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- **電子処方箋**の運用開始(R5.1)。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの搭載をR5年5月に開始。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

デジタル庁ウェブサイトのご紹介

- マイナンバーカードを用いたサービス提供事例など、導入の検討に必要な情報を掲載しています。また、国民向けにはメリット・安全性に関する情報を掲載しています（内容は順次アップデート）
- マイナンバーカードの導入にご関心があれば、ぜひ一度、右下のURLをクリックしてご覧ください

民間事業者・自治体向けお役立ち情報

● マイナンバーカードを用いた公的 個人認証サービス（JPKI）導入・ 利用のご紹介

JPKI導入に必要な基礎情報や導入を円滑に進めるためのお役立ち情報をご紹介します

JPKIを導入した約20社からご提供いただいたサービス導入事例集も掲載

<主な掲載内容>

- ・ 公的個人認証サービスとは
- ・ 認証の仕組みサービス利用の目的
- ・ サービス導入事例
- ・ サービス導入までの手順
- ・ PF事業者等への問合せ先 など

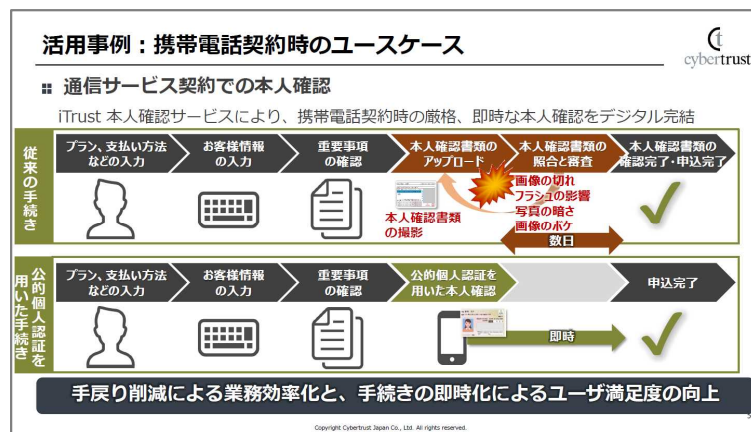
● マイナンバーカード・インフォ

国の施策、マイナンバーカードの利用事例、よくある質問への回答などをお伝えするメルマガのバックナンバーを掲載

●よくある問合せ（FAQ）

マイナンバーカードの導入を検討中の方から多く寄せられるお問合せ内容を掲載

【サービス導入事例集】サイバートラスト様の事例



カードのメリット・安全性

● リーフレット・動画

国民にカードのメリット・安全性を訴求
するためのリーフレットや動画、カード
紛失時の緊急連絡先など



URL:<https://www.digital.go.ip/policies/mynumber/>

マイナンバーカード・インフォ

デジタル庁は、自治体向けの「マイナンバーカード・インフォ」として、マイナンバーカードの普及利活用に関するお役立ち情報（国の施策、自治体の先進的な取り組み事例など）をお届けしています。皆様におかれましては、是非、ご高覧いただき、マイナンバーカードの普及利活用に、お役立ていただければ幸いです。

6月7日発出のマイナンバーカード・インフォVol.10原稿抜粋

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ (自治体向け) vol.10

○マイナンバーカードを活用した行政サービスの導入事例 都城市の事例について

マイナンバーカード・インフォURL

[自治体向けお役立ち情報 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp/)

※上記ページ中ごろに関連情報として掲載しております。

SMILE CITY MIYAKONOJO

幸せ上々、みやこのじょう



■出退勤管理システムへのマイナンバーカード活用

市職員の出退勤管理をベースとした庶務事務システムを導入

○マイナンバーカード（AP方式）を活用し、職員が出退勤時に庁舎入口などに設置されたタイムレコーダーにカードをかざすことで、打刻が可能。出勤簿などの紙ベース管理から脱却することで、事務の効率化を図った。



ポイント

- ・マイナンバーカードを活用することで新たなカード作成費用等が不要
- ・出退勤だけではなく、関連する庶務事務を包括的にデジタル化

マイナンバーカード友の会

デジタル庁では、マイナンバーカードの利用シーン拡大に向けた取り組みを進めている皆様を対象に「マイナンバーカード友の会」を設けています。マイナンバーカード友の会にご登録いただいた個々の担当者のメールアドレスにも直接、マイナンバーカード・インフォ（自治体向け）が発行されたら直ちにお送りしております。今後マイナンバーカード利用のための緊密なコミュニケーションの場としても育てていく予定です。ご興味のある方は以下リンクよりぜひ加入をご検討ください。

マイナンバーカード友の会加入ページ



マイナンバーカード友の会 加入ページ

マイナンバーカード友の会への加入を希望される方は以下のフォームに情報を入力いただき、送信ボタンを押してください。

* 必須

1. 区分（必須） *

☐ 自治体

☐ 民間事業者

☐ その他

友の会加入ページURL

[マイナンバーカード友の会 加入ページ \(office.com\)](https://office.com/join)

※メールによる情報配信になりますので、「digital.go.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年10 月	v1.3	「マイナンバーカードのアプリの概要」を追加

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードのオンライン市役所構
想を進めるために

ご参考資料

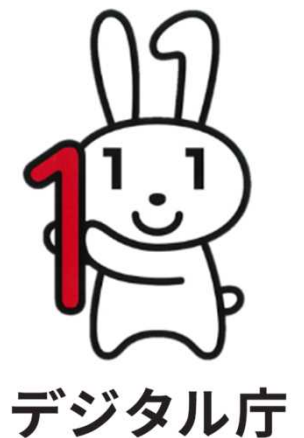
令和5年10月（v 1. 2）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンラインサービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介



『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋（令和5年6月閣議決定）

（3）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードは、対面・非対面問わず确实・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。2024年（令和6年）秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』

抜粋（令和5年6月閣議決定）

※『「オンライン市役所サービス」の推進』部分抜粋

③「オンライン市役所サービス」の推進

スマートフォンから様々な行政手続きができ、お知らせが届く「オンライン市役所サービス」の推進に向け、マイナポータルサービスを充実させ、自治体のオンライン申請等プッシュ通知の抜本的拡大を図る。そのためマイナポータル、申請管理サーバ、ガバメントクラウド等の共通機能の整備を推進する。

公金受取口座の登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図る。

また、e-Tax、eLTax、ねんきんネット、特許等、主要サービスを中心に、国のオンラインサービスの利便性を高め、その利用を推進する。

マイナンバーの在留関連手続きへの活用については、2023年（令和5年）マイナンバー法改正を踏まえ、オンライン手続きへの活用による中長期在留者の利便性の向上とともに適正な在留管理の実現を目指す。

在留関係手続きのデジタル化については、オンライン申請の更なる利便性の向上や利用率の引上げを図るため、マイナポータルAPIを活用した民間のオンラインサービスの普及などに取り組むとともに、2025年度（令和7年度）から永住許可申請や在留カード関連手続きのオンライン化、所属機関等の職員によるオンライン申請におけるGビズIDを活用することについて検討する。在外選挙人名簿登録申請手続きにおけるマイナンバーカードの活用について検討する。

また、GビズIDのアカウント取得時の身元確認や、e-Gov等における個人事業者向けの行政サービスにおいても、マイナンバーカード利用による利便性向上の方策を検討する。

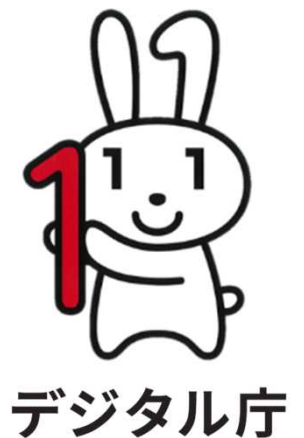
マイナポータルの更なる活用として、新しいマイナポータルで、利用者に分かりやすい画面に改善し、利用者が、少ない情報で分かりやすく簡単に手続きが行えるように抜本的な改修を実施する。具体的には、実証アルファ版として先行版をリリースしており、利用者の声を取り入れながら継続的な改善を図る。また、オンライン申請に伴う手数料等のキャッシュレス納付の実現として、まずは先行自治体で除籍・改製原戸籍の取得に係る手数料について先行導入を行っており、今後、対象自治体・手続きの拡大を図る。書かない確定申告へ向けた改善として、確定申告で必要な各種証明書等のデータの自動入力をe-Taxと連携して実現しており、今後、更に給与所得の源泉徴収票も自動入力の対象に加え、確定申告手続きの簡便化・迅速化を目指す。

1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンラインサービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

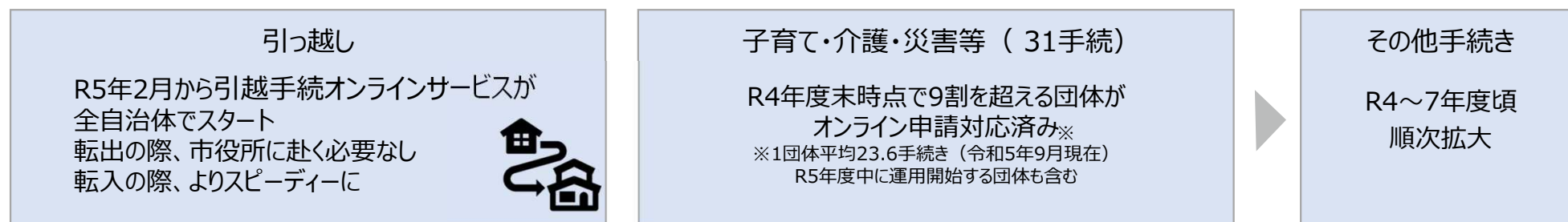
- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介



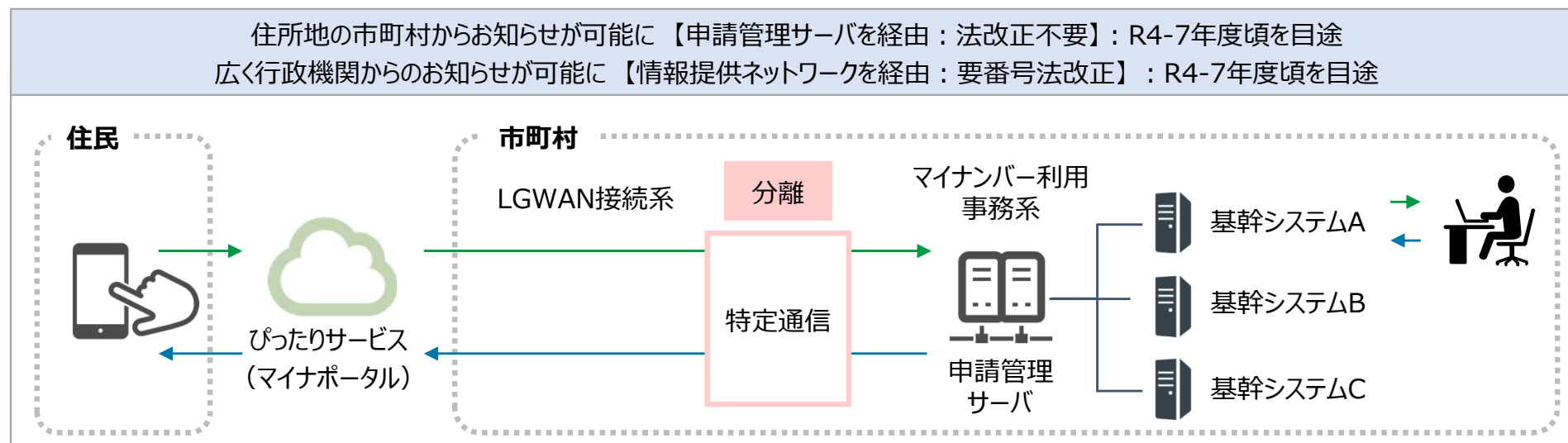
カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所サービス」構想

デジタル庁では、マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくるために、まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みをつくります

1 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディーにできる



2 スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）が届く

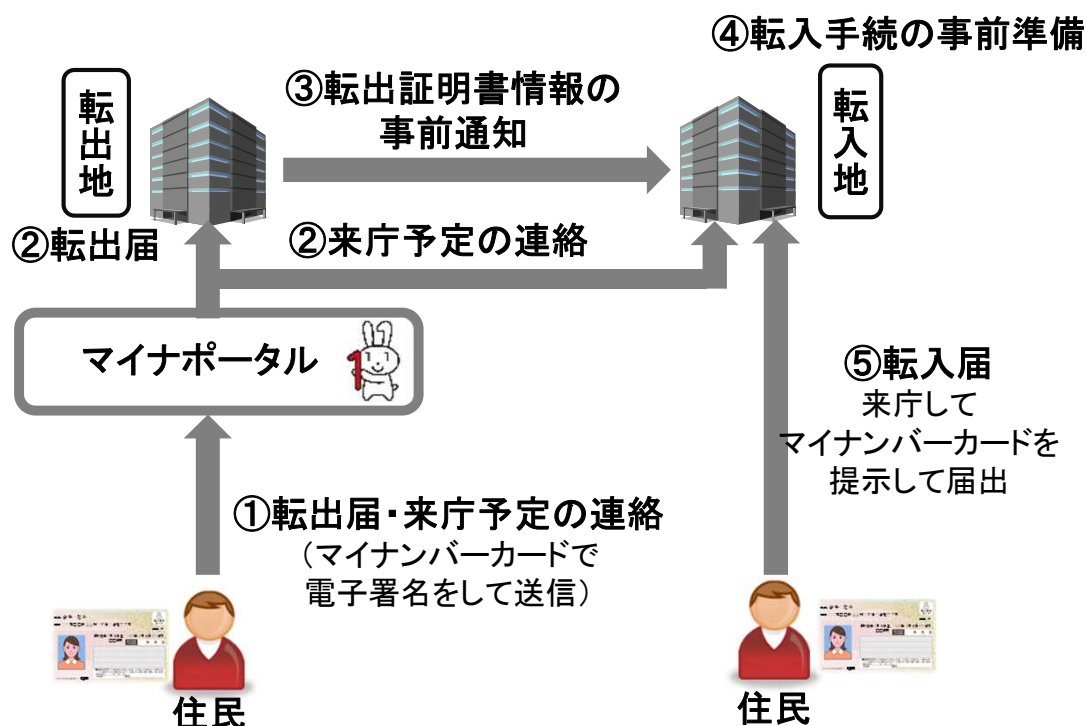


全自治体でのマイナポータルを通じた転出・来庁予定の連絡の実現

概要

令和5年2月6日より、全自治体でマイナポータルを通じた引越しを**手続オンラインサービスを開始**。マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転出届のオンライン化、転入届の提出等の転入手続の効率化を推進。

手続の流れ



■ 施策のスキーム

- ① **マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで、転出届と来庁予定の連絡を同時**に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、**転出証明書情報**（氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等）を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、**転入手続の事前準備**を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所有者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

■ サービス開始後の概況等

- ・ **開始から6ヶ月でマイナポータルより約38万件の届出があった。**
(3月最終週は1万件/日を超える利用があった。)
- ・ 概ね円滑に運用中、国民からも好評の声多数
(特に転入届等の事前準備や優先レーン設置による転入先での手続時間・手間の短縮を実施する市区町村において好評)
- ・ 事前通知される来庁予定の連絡・転出証明書情報を活用した転入届等の事前準備の実施を、引き続き推奨

効果

- ・ **住民の利便性の向上**（窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮）
- ・ **市区町村の事務の効率化**（事務処理のデジタル化、事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減、窓口混雑の緩和）

子育て・介護等（31 手続）のオンライン化

- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続）計31手続
- 当該手続については令和4年度末時点で、ほぼ全ての団体においてオンライン手続が可能となる見込みであることを受け、令和5年度は「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。

特に国民の利便性の向上に資する手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 / 児童手当等の額の改定の請求及び届出 / 氏名変更・住所変更等の届出 / 受給事由消滅の届出 / 未支払の児童手当等の請求 / 児童手当等に係る寄附の申出 / 児童手当に係る寄附変更等の申出 / 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 / 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 / 児童手当等の現況届 / 支給認定の申請 / 保育施設等の利用申込 / 保育施設等の現況届 / 児童扶養手当の現況届の事前送信 / 妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請 / 要介護・要支援更新認定の申請 / 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 / 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 / 介護保険負担割合証の再交付申請 / 被保険者証の再交付申請 / 高額介護(予防)サービス費の支給申請 / 介護保険負担限度額認定申請 / 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 / 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 / 住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付 / 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 / 自動車税住所変更届 / 自動車の保管場所証明の申請

令和4年度推進

処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

（一例）

【個人が地方公共団体宛に申請や申込を行う手続】

- ・研修・講習・各種イベント等の申込
- ・粗大ごみ収集の申込
- ・職員採用試験申込 等

令和5年度推進



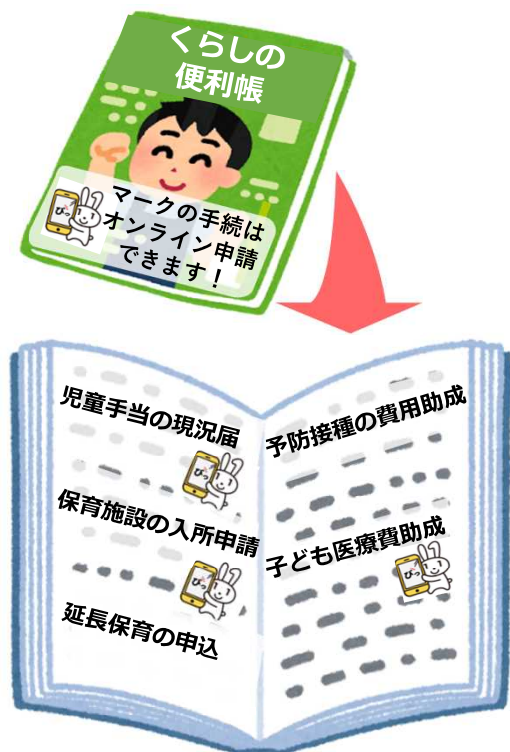
以下、取組をはじめ、実施予定

- ・当該手続での市区町村でのマイナポータルを活用支援
- ・先進的な取組の好事例の横展開 等

オンライン申請ができることを住民に知っていただくための取り組みについて

- オンライン申請は、住民に使っていただいはじめて、住民の負担軽減などのメリットが得られ、その存在価値が発現。
- オンライン化に止まるのではなく、オンライン申請ができることを住民に知っていただくための取り組みについても、併せて行うことが重要。
- 具体的には、オンライン申請が可能な手続ごとに、住民がその手続を確認する手段（広報、ホームページ、くらしの便利帳など）についてめれなく、オンライン申請もできることが分かるよう、必要な記載などを行うことが重要。

くらしの便利帳



手続の案内チラシ

児童手当の現況届の申請が始まります！

自宅からオンラインで申請できます！

👉 **ぴったりサービス** で検索

.....

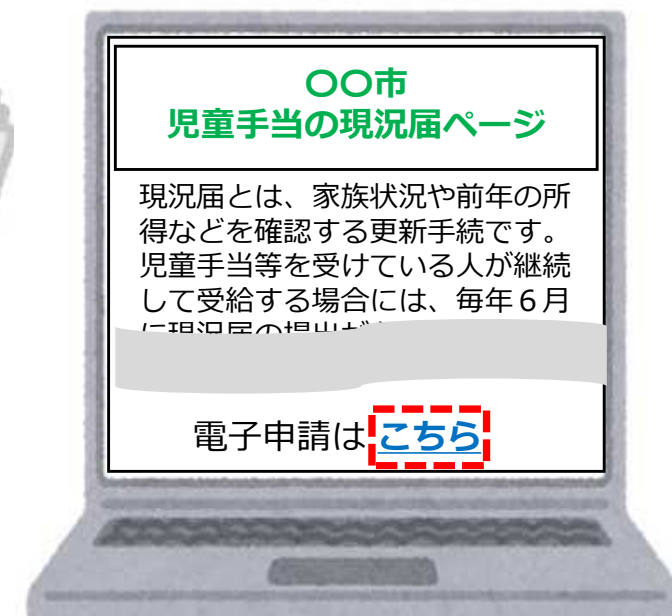
.....

〇〇市子育て課

広報



自治体ホームページ



地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況（1/3）

- 7月10日から、デジタル庁のウェブサイトと総務省のウェブサイトで全自治体に協力をいただき、表記について公表しています※1
- 9月8日から、デジタル庁のウェブサイトです育て・介護関係の26手続の都道府県別、市区町村別の対応状況をダッシュボード化して公表しています※2
- 他団体の取り組みを参考にして、行政手続きのオンライン化を進めていただければ幸いです。

※1：地方公共団体のデジタル化の取組に関する情報（digital.go.jp）

コード	地域 ブロック	都道府県	団体名	団体名 (フリガナ)	政令市:1 中核市:2 特別区:3	「デジタル社会の実現に向けた a)処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果 が高いと考えられる手続																		
						図書館の図書貸出予約等	文化・スポーツ施設等の利用予約	研修・講習・各種イベント等の申込	地方税申告手続（・L T A X）	水道使用開始届等	港湾関係手続	道路占用許可申請等	道路使用許可の申請	駐車場の許可の申請	建築確認	粗大ごみ収集の申込	産業廃棄物の処理、運搬の実績報告	犬の登録申請、死亡届	感染症調査報告	職員採用試験申込	入札参加資格審査申請等	入札	求 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請	消防法令における申請・届出等
123456	首都圏	●●●県	●●●市	●●●	2	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○			○	○
234567	北陸	○○○県	○○○町	○○○			○	○	○	○						○				○		○	○	
345678	近畿	×××府	×××市	×××	1	○	○	○		○		○				○	○	○	○		○		○	

(下へ続く)

(上から続く)

重点計画Ⅰ別紙 オンライン化を実施する行政手続の一覧等		V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続に記載の手続 b)住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続		ウ 被災者支援関係																				工転出・転入手続関係		その他											
ア子育て関係										イ介護関係																											
● 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	● 児童手当等の額の改定の請求及び届出	● 氏名変更・住所変更等の届出	● 受給事由消滅の届出	● 未支払の児童手当等の請求	● 児童手当に係る寄附の届出	● 児童手当に係る寄附変更等の届出	● 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出	● 児童手当等の現況届	● 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出	● 支給認定の申請	● 保育施設等の利用申込	● 保育施設等の現況届	● 児童扶養手当の現況届（事前送信）	● 妊娠の届出	● 要介護・要支援認定の申請	● 要介護・要支援更新認定の申請	● 要介護・要支援状態区分変更認定の申請	● 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	● 介護保険負担割合証の再交付申請	● 被保険者証の再交付申請	● 高額介護（予防）サービス費の支給申請	● 介護保険負担限度額認定申請	● 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	● 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	● 住所移転後の要介護・要支援認定申請	● 罹災証明書の発行申請	● 応急仮設住宅の入居申請	● 応急修理の実施申請	● 障害物除去の実施申請	● 災害弔慰金の支給申請	● 災害障害見舞金の支給申請	● 災害援護資金の貸付申請	● 被災者生活再建支援金の支給申請	● 転出届	● 転入予約	（※概数の場合あり）	左記以外のオンライン申請対応手続数
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	50	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	15		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				○	○	500		

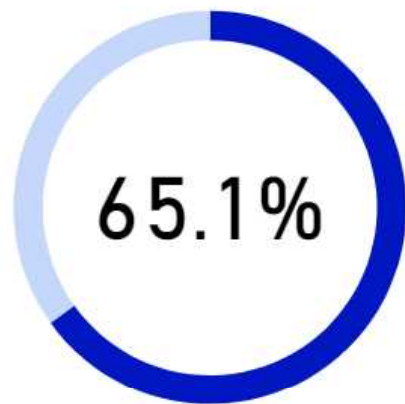
地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況（2/3）

マイナポータルにおける子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

2023年3月31日時点の数値

デジタル庁

子育て・介護関係の全26手続をマイナポータルで
オンライン手続きできる自治体の割合



※自治体によっては、汎用的電子申請システムにより、オンライン手続きが可能となっている場合があります。詳細は[データの定義](#)を参照ください。

オンライン化が完了した自治体数/全自治体数 1,133 / 1,741

凡例

都道府県名（オンライン化が完了した自治体数/全自治体数）
オンライン化が完了した割合（%）

- 青色：100%
- 薄い青色：80%以上100%未満
- 灰色：80%未満

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道(150 / 179) 83.8%	茨城県(25 / 44) 56.8%	新潟県(25 / 30) 83.3%	三重県(9 / 29) 31.0%	鳥取県(13 / 19) 68.4%	福岡県(36 / 60) 60.0%
青森県(22 / 40) 55.0%	栃木県(15 / 25) 60.0%	富山県(14 / 15) 93.3%	滋賀県(4 / 19) 21.1%	島根県(13 / 19) 68.4%	佐賀県(9 / 20) 45.0%
岩手県(29 / 33) 87.9%	群馬県(18 / 35) 51.4%	石川県(14 / 19) 73.7%	京都府(9 / 26) 34.6%	岡山県(19 / 27) 70.4%	長崎県(11 / 21) 52.4%
宮城県(16 / 35) 45.7%	埼玉県(28 / 63) 44.4%	福井県(15 / 17) 88.2%	大阪府(18 / 43) 41.9%	広島県(17 / 23) 73.9%	熊本県(38 / 45) 84.4%
秋田県(15 / 25) 60.0%	千葉県(54 / 54) 100.0%	山梨県(27 / 27) 100.0%	兵庫県(28 / 41) 68.3%	山口県(9 / 19) 47.4%	大分県(17 / 18) 94.4%
山形県(20 / 35) 57.1%	東京都(19 / 62) 30.6%	長野県(71 / 77) 92.2%	奈良県(22 / 39) 56.4%	徳島県(14 / 24) 58.3%	宮崎県(23 / 26) 88.5%
福島県(46 / 59) 78.0%	神奈川県(9 / 33) 27.3%	岐阜県(37 / 42) 88.1%	和歌山県(21 / 30) 70.0%	香川県(7 / 17) 41.2%	鹿児島県(10 / 43) 23.3%
		静岡県(22 / 35) 62.9%		愛媛県(19 / 20) 95.0%	沖縄県(17 / 41) 41.5%
		愛知県(33 / 54) 61.1%		高知県(26 / 34) 76.5%	

※2：自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード | デジタル庁 (digital.go.jp)

地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況（3/3）

[＜都道府県一覧に戻る＞](#)

2023年3月31日時点の数値

デジタル庁

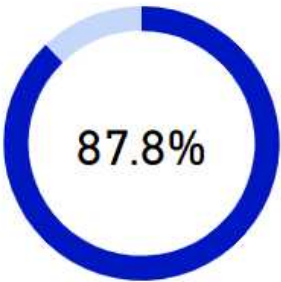
都道府県で絞り込む

北海道(道北)

市区町村で絞り込む

すべて

子育て・介護関係の全26手続をマイ
ナポータルでオンライン手続できる
自治体の割合



※自治体によっては、汎用的電子申
請システムにより、オンライン手続
が可能となっている場合があります。
詳細は[データの定義](#)を参照ください。

オンライン化が完了した自治体数/
全自治体数

36 / 41

市区町村名	旭川市	留萌市	稚内市	士別市	名寄市	富良野市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東
マイナポータルにおけるオンライン化進捗率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
子育て													
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当等の額の改定の請求及び届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
氏名変更／住所変更等の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受給事由消滅の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
未支払の児童手当等の請求	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当等に係る寄附の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当等に係る寄附変更等の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童手当等の現況届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
支給認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保育施設等の利用申込	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保育施設等の現況届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
児童扶養手当の現況届(事前送信)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
妊娠の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護													
要介護・要支援認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
要介護・要支援更新認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
要介護・要支援状態区分変更認定の申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険負担割合証の再交付申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被保険者証の再交付申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高額介護（予防）サービス費の支給申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険負担限度額認定申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 青色：マイナポータルでオンライン手続できる ● 灰色：マイナポータルでオンライン手続できない

※101件以上の市区町村は表示されません。全自治体数を100件以下に絞り込むと全て表示されます。

※2：自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード | デジタル庁 (digital.go.jp)

罹災証明書のオンライン申請の推進について

新規

- 罹災証明書のオンライン申請については、**令和4年度末時点で1,002自治体に対応**いただいておりますが、未導入の自治体において対応いただくよう 9月25日に事務連絡を送付いたしました。
- 特に罹災証明については、国民の利便性が高いものになりますので、対応されていない自治体におかれましては、ご対応をお願いします。

事務連絡
令和5年9月25日

各都道府県防災主管部局
社会保障・税番号制度主管部局 } 御中

デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード担当
マイナポータル担当
防災担当

罹災証明書のオンライン申請について（依頼）

平素より、防災行政及び社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年10月26日付け事務連絡「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に係るガイドライン掲載様式（「罹災証明申請書」）の利用について」において、罹災証明書の発行申請に係るガイドライン掲載様式をすべての市区町村においてご利用いただけるよう、内閣府においてマイナポータルに登録したことを周知するとともに、当該様式を利用した電子申請の実現に取り組んでいただくようお願いしているところ、令和4年に総務省自治行政局地域情報化企画室において特に国民の利便性向上に資する手続等に係るオンライン化取組状況について調査を行い、罹災証明については、令和4年度末時点で1,002自治体がオンライン申請に対応いただいているところです。対応いただいた自治体の皆様におかれましては、ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

なお、各自治体のオンライン化状況一覧については、デジタル庁 HP において公開しています。
(https://www.digital.go.jp/policies/administrative_procedures_online)

まだ導入いただけていない自治体もありますが、罹災証明書のオンライン申請については、

- ・ 住民にとっては、罹災証明の申請のために、市役所を訪問する必要がなくなるとともに、災害発生後の申請が集中する時期においても、待たずにスムーズに申請することができる

罹災証明書の発行申請の マイナポータルへの登録作業について



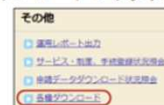
■ まずは、マイナポータル申請管理サイトへ

マイナポータル申請管理サイトのアクセスはこちら。

LGWAN:<https://web.dl-mposs.hq.admix.go.jp/dls/web/login>

インターネット:<https://focus.oss.myna.go.jp/dls/web/login>

※各種マニュアル、FAQは同サイトからダウンロードできます。



■ 登録作業手順

1. サービス・制度 → 手続を登録 <操作マニュアル～サービス登録編～（1.20版） P.9,10、P.24,25>

プルダウンから追加したいサービスを選択します。



2. 申請手続画面の掲載内容を修正 <操作マニュアル～サービス登録編～（1.20版） P28～84>

マイナポータルの申請手続画面に掲載する内容は、あらかじめ入力された状態となっています。必要に応じて掲載内容を修正して下さい。

3. 様式を登録 <操作マニュアル～様式登録編～（1.20版） P.224～226>

標準様式を活用する場合はチェックをつけるだけです。
なお、市町村独自様式もPDFでアップロードし帳票登録を行うことで使えます。

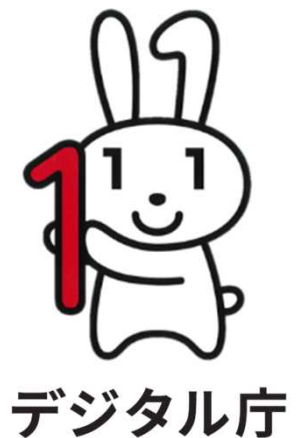
<操作マニュアル～様式登録編～（1.20版） P.227～236>

1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンラインサービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

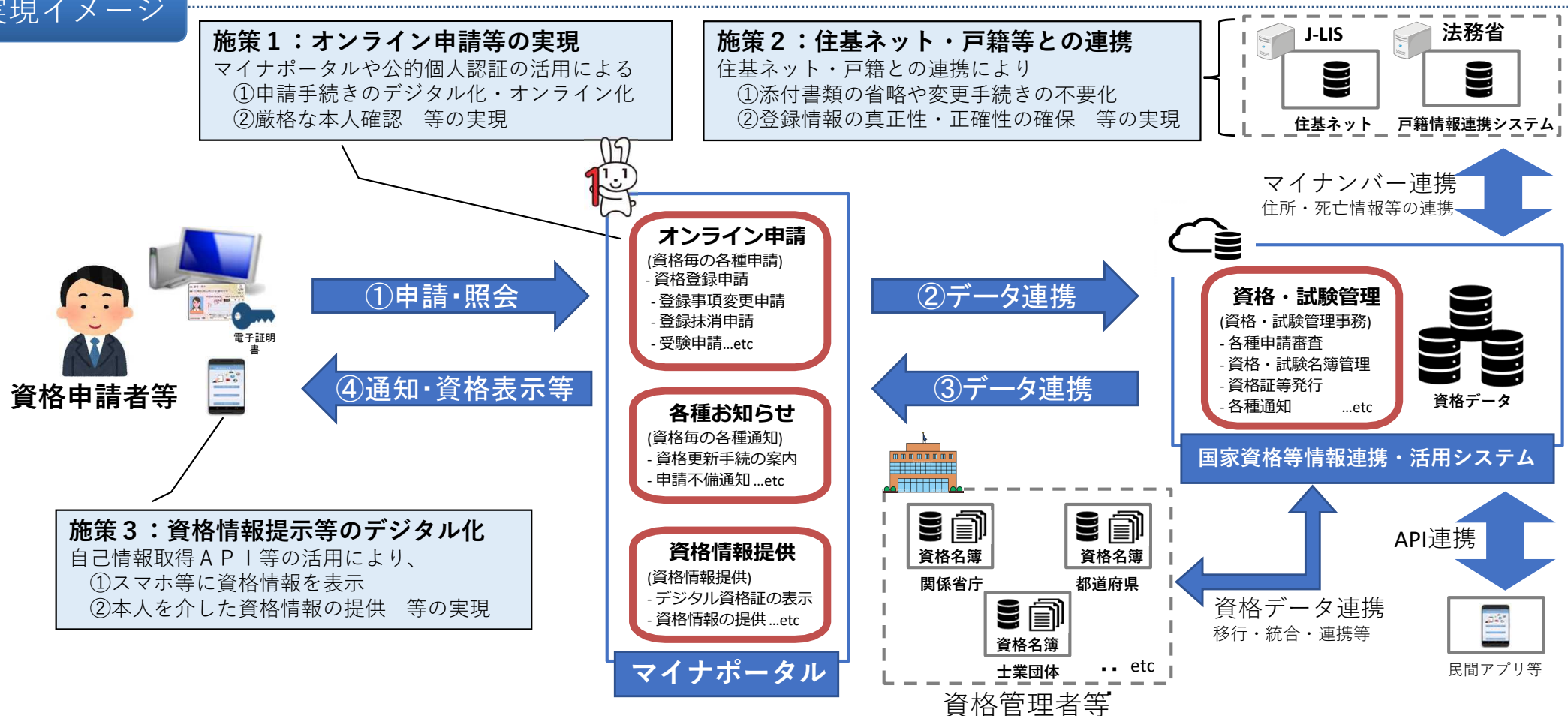
- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介



国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ



本施策の位置付け

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

(3) マイナンバー制度の利用の推進

③ 「オンライン市役所サービス」の推進（各種免許・国家資格等のデジタル化の推進）

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、（中略）マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、令和5年（2023年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を開始したところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」より抜粋

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

新規

- 税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

※黄色を付した資格は、都道府県が資格管理者となっている。

青色を付した資格は、都道府県経由事務となっている。

(10月24日時点)

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	㉀	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	㉁	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉂	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉃	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉄	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉅	救急救命士		

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

新規

- 第211回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水土）

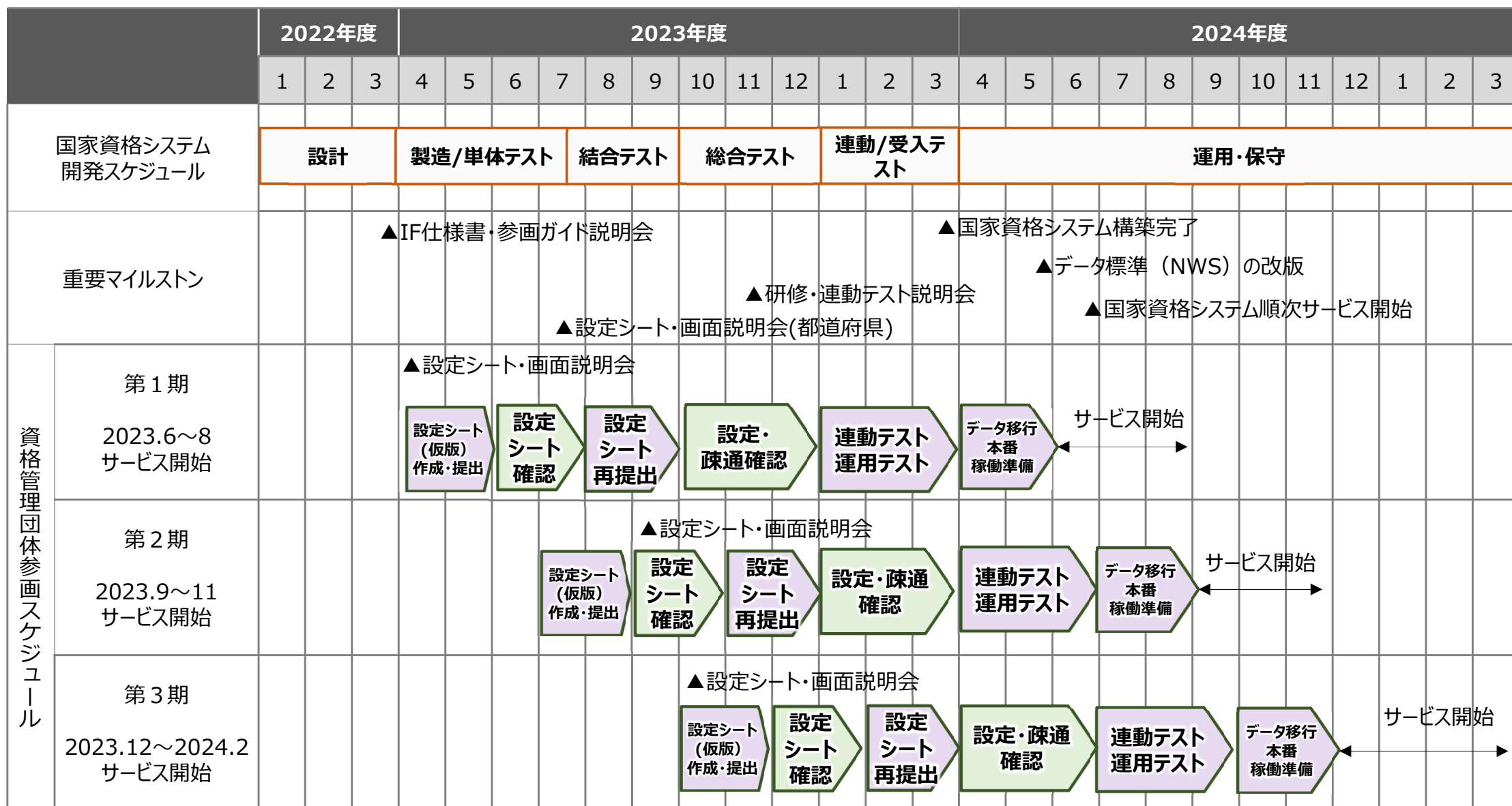


令和6年度の参画スケジュールについて

国家資格システムの作業

資格管理団体の作業

資格管理団体の本システムへの搭載希望時期に応じてグルーピング（第1期～第3期）を行い、グループごとに段階的に搭載へ向けた設定シートの提出～連動・運用テスト～データ移行～本番稼働準備からサービス開始と進みます。

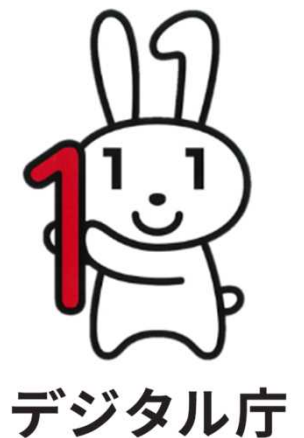


1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンラインサービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介



マイナポータル概要

- マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

ぴったりサービス

子育てをはじめとする
オンライン申請ができます
※サービスの検索や一部の申請
についてはマイナンバーカード
がなくてもできます

お知らせ

行政機関等から児童手当現
況届や確定申告などのあなた
に合ったお知らせが届きます

もっとつながる

(外部サイト連携)
・e-Tax
・ねんきんネット
などにつながります



わたしの情報

・税情報（所得等）
・世帯情報
・予防接種の履歴
などが確認できます



やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で
どのようにやりとりされた
かチェックできます

1. 重点計画・オンライン市役所構想

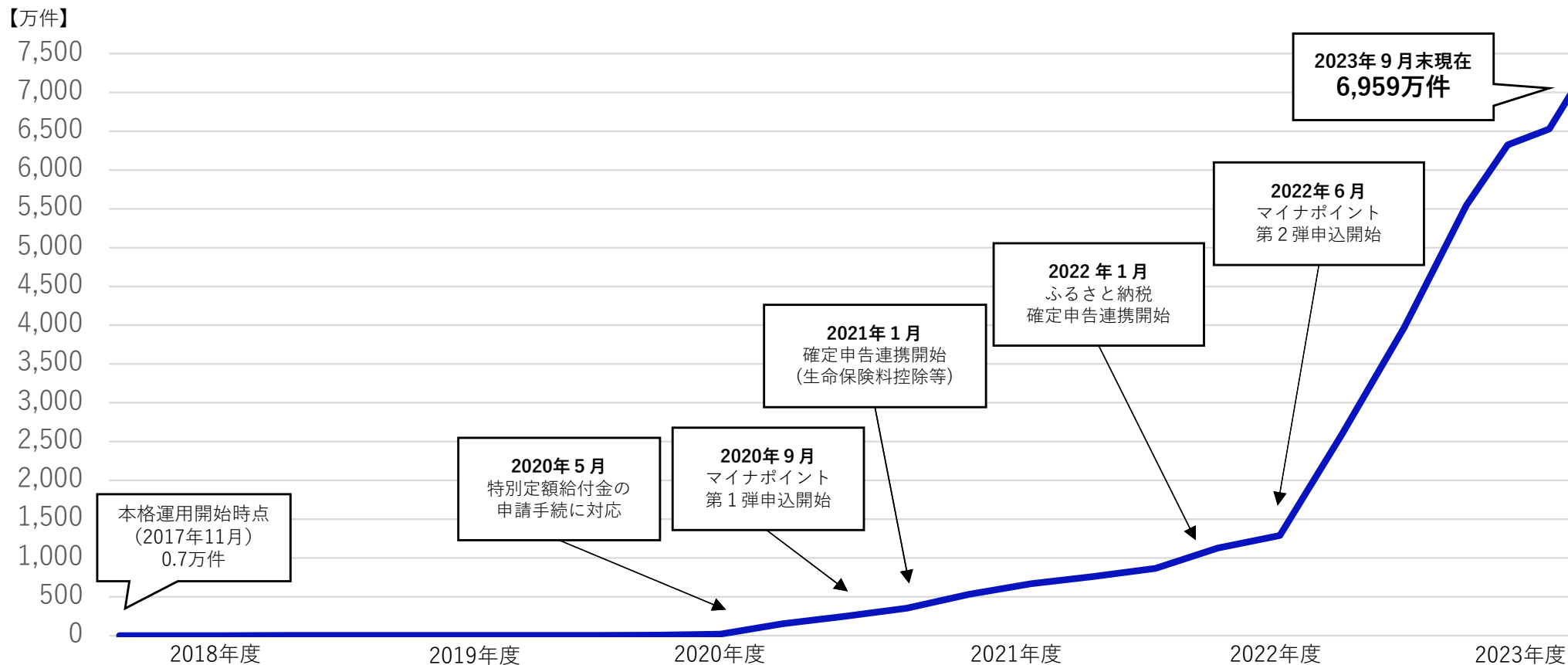
- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンラインサービス
- (3) 国家資格デジタル化

2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介



マイナポータルの利用者登録数の推移



1. 重点計画・オンライン市役所構想

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画
- (2) オンラインサービス
- (3) 国家資格デジタル化

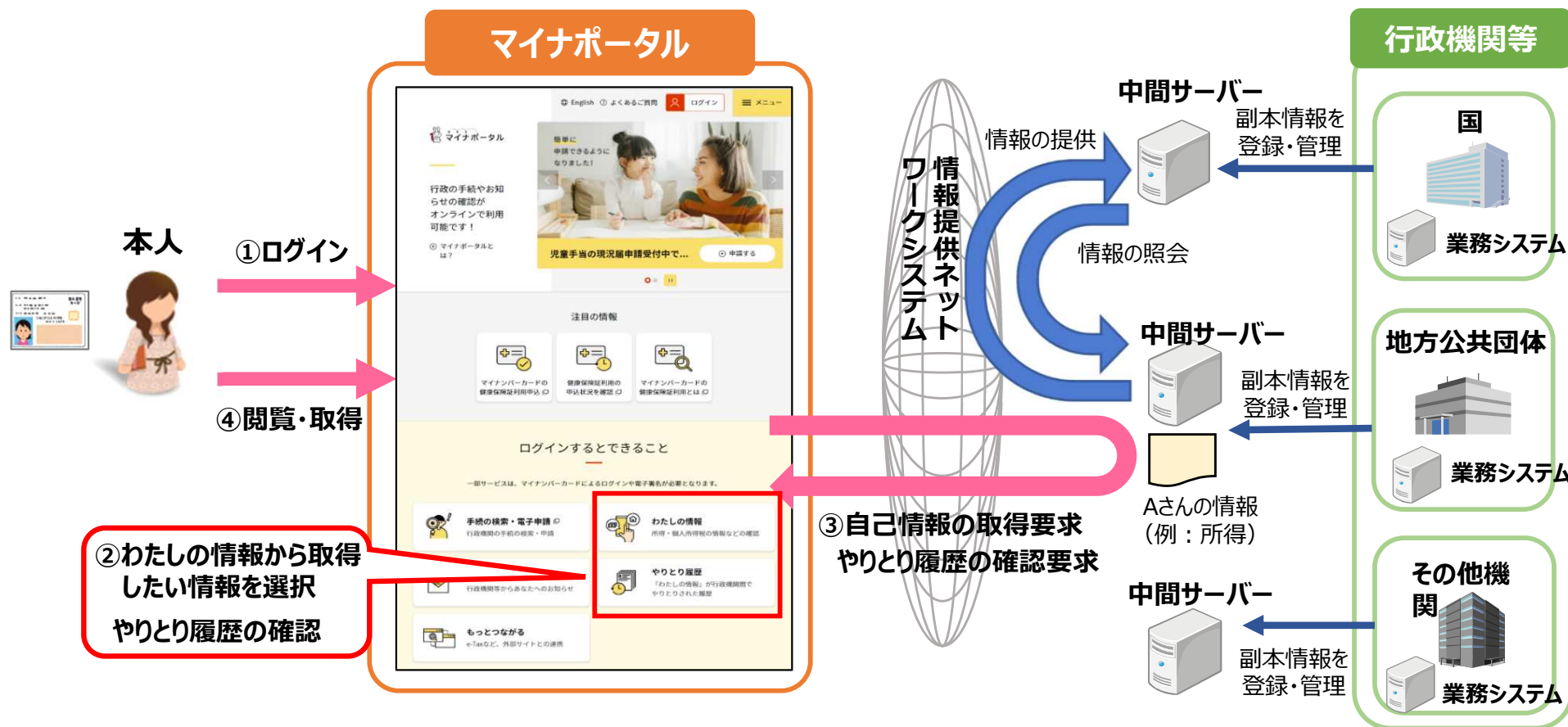
2. マイナポータル

- (1) マイナポータルの概要
- (2) 利用者登録数の推移
- (3) 機能紹介



マイナポータルによる自己情報の開示（閲覧）の仕組み

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。



マイナポータルの「手続きの検索・電子申請（ぴったりサービス）」について

- 手続きの検索・電子申請（ぴったりサービス）とは、地方公共団体が提供する行政サービスを、国民が検索・電子申請できるようにするサービスです。子育てに関する手続きをはじめとした、地方公共団体へのさまざまな申請や届出を地域別に検索し、その手続きの詳細を確認、申請することができます。



電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善①

- 各地方公共団体では、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、子育て・介護・被災者支援等の主要手続については、関係省と連携して、標準様式をプリセットしています。標準様式を利用すれば、独自に申請様式を作成しなくても、電子申請サービスを開始できます。

【罹災証明書の発行申請の例】

プリセットされた標準様式を活用
(文言変更やデータ項目追加等の編集も可能)

掲載内容の確認後、申請ページを公開

※地方公共団体では以下の作業が不要になる

① 紙様式（PDF等）読込

② 申請様式の作成

電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善②

○ マイナポータルでは、関係省と協力して、子育て、介護、被災者支援等の手続について、標準様式のプリセットを進めています。地方公共団体は、独自に申請様式を作成することなく電子申請サービスの提供が可能になります。

令和3年度にプリセットした手続

	手続き名	プリセット時期
子育て	1 児童手当等の現況届	R3.6
	2 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	
	3 児童手当等の額の改定の請求及び届出	
	4 氏名変更／住所変更等の届出	R3.7
	5 受給事由消滅の届出	
	6 未支払の児童手当等の請求	
	7 児童手当等に係る寄附の申出	
	8 児童手当に係る寄附変更等の申出	
	9 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
	10 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	
	11 支給認定の申請	R3.9
	12 保育施設等の利用申込	R3.10
	13 保育施設等の現況届	R3.7
	14 妊娠の届出	R3.6
健康	15 コロナワクチン接種のキャンセル待ち登録	R3.6
	16 コロナワクチン接種の基礎疾患のある者の優先登録	
	17 コロナワクチン接種証明書の交付申請	R3.8
その他	18 消防法令における申請・届出等	R3.12
	19 特別児童扶養手当所得状況届	R3.6
	20 障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届	
	21 特別障害者手当所得状況届	

令和2年度にプリセットした手続

	手続き名	プリセット時期
介護	1 要介護・要支援認定の申請	R2.12
	2 要介護・要支援認定の更新申請	
	3 要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請	
	4 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
	5 介護保険負担割合証の再交付申請	
	6 被保険者証の再交付申請	
	7 高額介護(予防)サービス費の支給申請	
	8 介護保険負担限度額認定申請	
	9 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
	10 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
	11 住所移転後の要介護・要支援認定申請	
被災者支援	12 罹災証明書の発行申請	R2.10
その他	13 道路占用許可申請等	R2.12
	14 粗大ごみ収集の申込	
	15 犬の登録申請、死亡届	
	16 職員採用試験申込	

電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善②

令和4年度にプリセットした手続

	手続き名	プリセット時期
子育て	1 児童扶養手当の現況届	R4.4
	2 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求（公金受取口座利用専用）	R5.3
	3 未支払の児童手当等の請求（公金受取口座利用専用）	
	4 児童扶養手当の現況届（公金受取口座利用専用）	
	5 出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給申請（公金受取口座利用専用）	
	6 出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給申請（公金受取口座利用専用）	
介護	1 高額介護（予防）サービス費の支給申請（公金受取口座利用専用）	R5.3
	2 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（公金受取口座利用専用）	
	3 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後）（公金受取口座利用専用）	
支援者	1 【災害】被災者生活再建支援金の支給申請（公金受取口座利用専用）	R5.3
その他	1 給付金・交付金等の受給申請（公金受取口座利用専用）	R5.3

	手続き名	プリセット時期
火災予防	1 防火対象物点検報告特例認定申請	R4.10
	2 管理権原者変更届出（防火管理）	
	3 防災管理点検報告特例認定申請	
	4 管理権原者変更届出（防災管理）	
	5 危険物製造所貯蔵所取扱所完成検査申請	
	6 移送取扱所完成検査申請	R4.12
	7 防火対象物使用開始届出	
	8 火を使用する設備等の設置の届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）	
	9 火を使用する設備等の設置の届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）	
	10 自衛消防訓練実施に係る事前の届出	R5.3
	11 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請	
	12 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出	

取得できる主な自己情報

取得できる主な自己情報（利用者の情報閲覧機機能）

世帯	○世帯の属性の情報
地方税	○所得・個人住民税情報
健康・医療	○診療・薬剤情報 ○医療費通知情報 ○健康保険証情報 ○予防接種情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） ○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等）
子育て	○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報 （認定区分、認定日、支給額等） ○妊娠の届出情報 ○小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、高額介護費等）
雇用・年金	○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 ○公的年金資格記録情報

マイナポータル機能強化（デジタル庁発足以降）

2021年度

- 9 月 デジタル庁発足
- 10月 薬剤情報・特定健診情報の閲覧機能
- 11月 医療費通知情報の閲覧機能
- 1 月 ふるさと納税控除証明書データのe-Taxとの連携機能

2022年度

- 5 月 国民年金保険料免除申請のワンクリック手続き
- 9 月 診療情報の閲覧機能
- 10月 国民年金保険料の控除証明データのe-Taxとの連携機能
- 12月 新しいマイナポータルアルファ版第 1 弾
- 1 月 公的年金等源泉徴収票データのe-Taxとの連携機能
- 1 月 電子処方箋情報の閲覧機能
- 2 月 引越し手続オンラインサービス
- 3 月 新しいマイナポータルアルファ版第 2 弾
- 3 月 パスポート電子申請機能
- 3 月 ぴったりサービスでの公金口座情報の利用機能

マイナポータル機能強化（デジタル庁発足以降）

2023年度

4月 ぴったりサービスでのオンライン決済サービス連携機能
5月 スマホ用電子証明書対応
7月 引越し手続オンラインサービスのスマホ用電子証明書対応
8月 ぴったりサービスのオンライン決済サービス連携機能強化
8月 新しいマイナポータルベータ版
9月 年金の扶養親族等申告書の申請機能追加

1月頃 給与所得の源泉徴収票データのe-Taxとの連携機能
3月 年金の付加保険料申請手続き機能追加
3月 新しいマイナポータル正式版

実績

予定

2024年度～

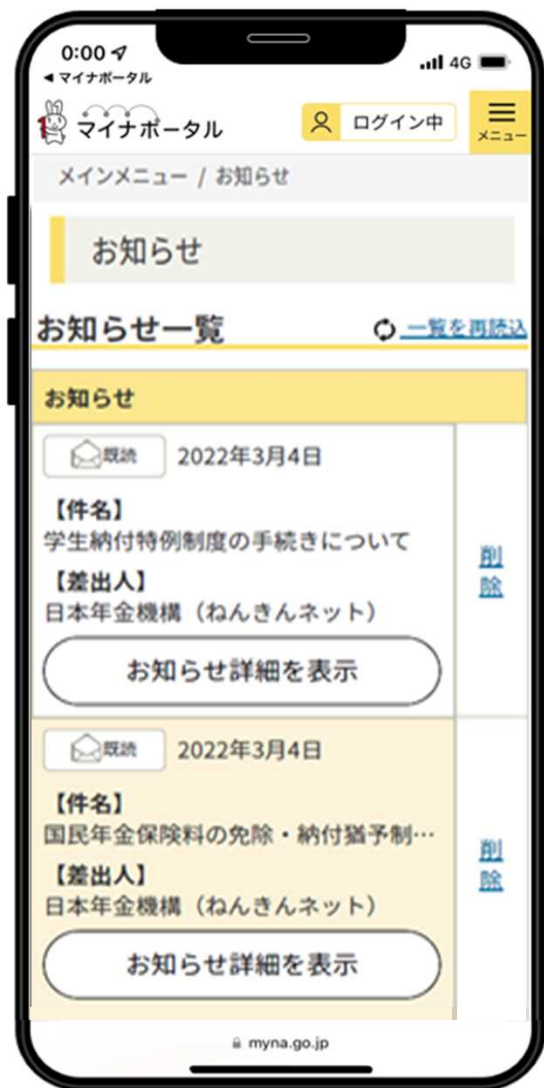
国家資格システムとの連携
離職票の取得機能追加
戸籍情報連携システムとの連携
戸籍の振り仮名対応
パスポート電子申請機能に新規申請を追加
マイナンバーカードと運転免許証との一体化対応

令和4年度中の主なマイナポータル機能強化・改修

国民年金保険料のワンクリック免除

- 2022年5月にリリース
- 国民年金保険料の免除・猶予の対象者に、申請事項が事前記入済の案内をマイナポータルからプッシュ通知し、オンラインで免除申請が簡単に。
- 対象手続は、国民年金保険料免除の申請（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、国民年金保険料納付猶予の申請。

手続きのイメージ

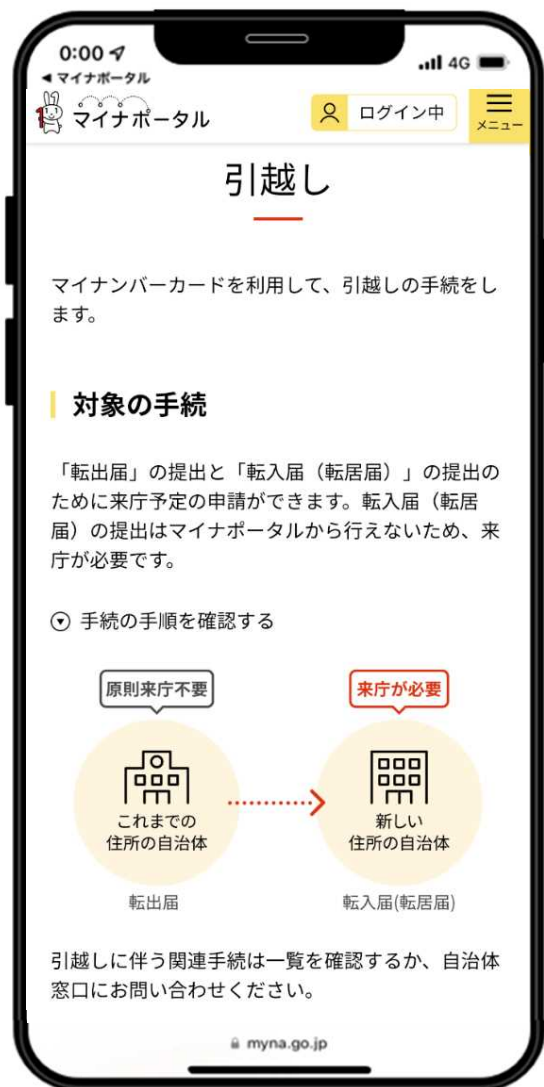


令和4年度中の主なマイナポータル機能強化・改修

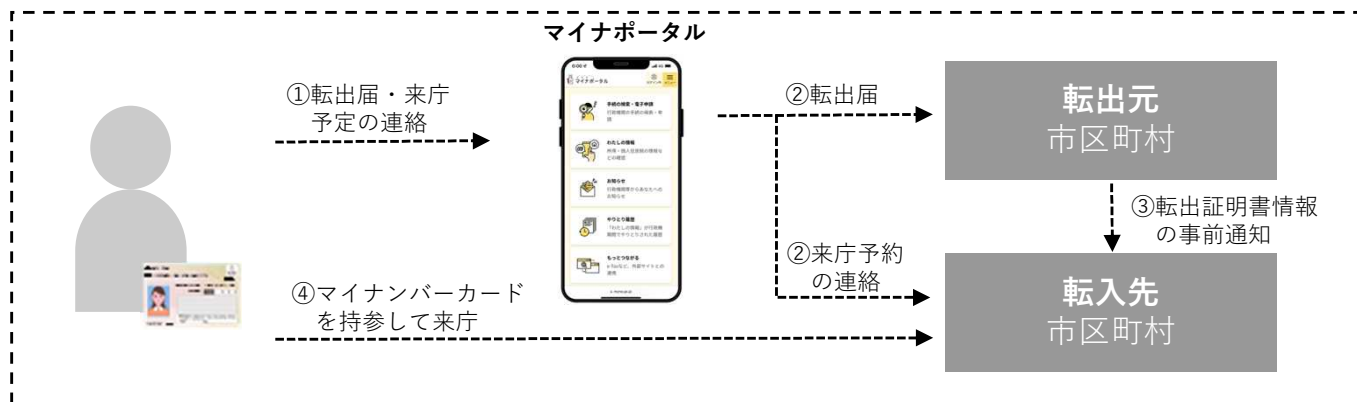
引越しの手続き

➤ 2023年2月6日にリリース

➤ マイナポータルから全ての市区町村でオンラインによる転出届の提出を転出元市区町村に、来庁予定の連絡を転入予定市区町村にできるように。



手続きのイメージ

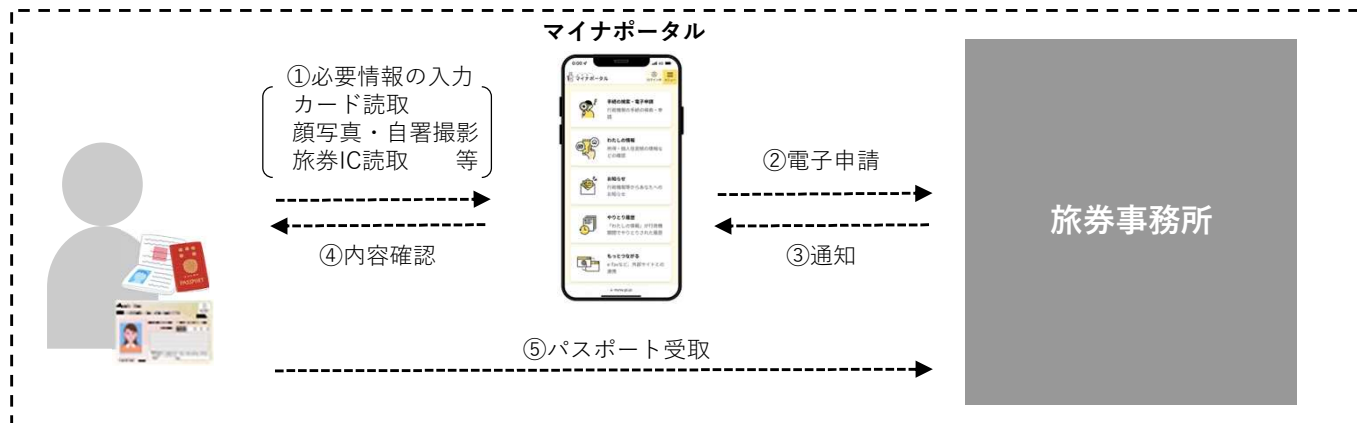


令和4年度中の主なマイナポータル機能強化・改修

パスポートのオンライン申請

- 2023年3月27日にリリース
- マイナポータルから切替申請をはじめとする一部のパスポートに関する手続きがオンライン申請できるように。
- これまで申請時と受取り時の2回窓口に行く必要があったが、マイナポータルから申請することで、窓口に行く回数は原則受取り時の1度だけになる。

パスポート切替申請のイメージ



令和4年度中の主なマイナポータル機能強化・改修

マイナポータルのUIUXの抜本的な改善

➤ 現行のマイナポータルの課題

- ① 情報量が多い
- ② どのような機能があるかわからない
- ③ 操作が煩雑である

➤ 利用者が少ない情報でわかりやすく簡単に手続きが行えるように改修を進めている。

➤ 2022年12月19日にアルファ版第1弾をリリースし、2023年3月23日にアルファ版第2弾をリリース。

➤ 利用者からのフィードバックを利用して順次改善を進めていく予定。



令和4年度中の主なマイナポータル機能強化・改修

さがすタブ（ホーム）

ライフイベント（妊娠、出産等）ごとに、必要な手続きを**さがす**機能



やることタブ

やること（作業中の手続き・お知らせ）を表示する機能



わたしタブ

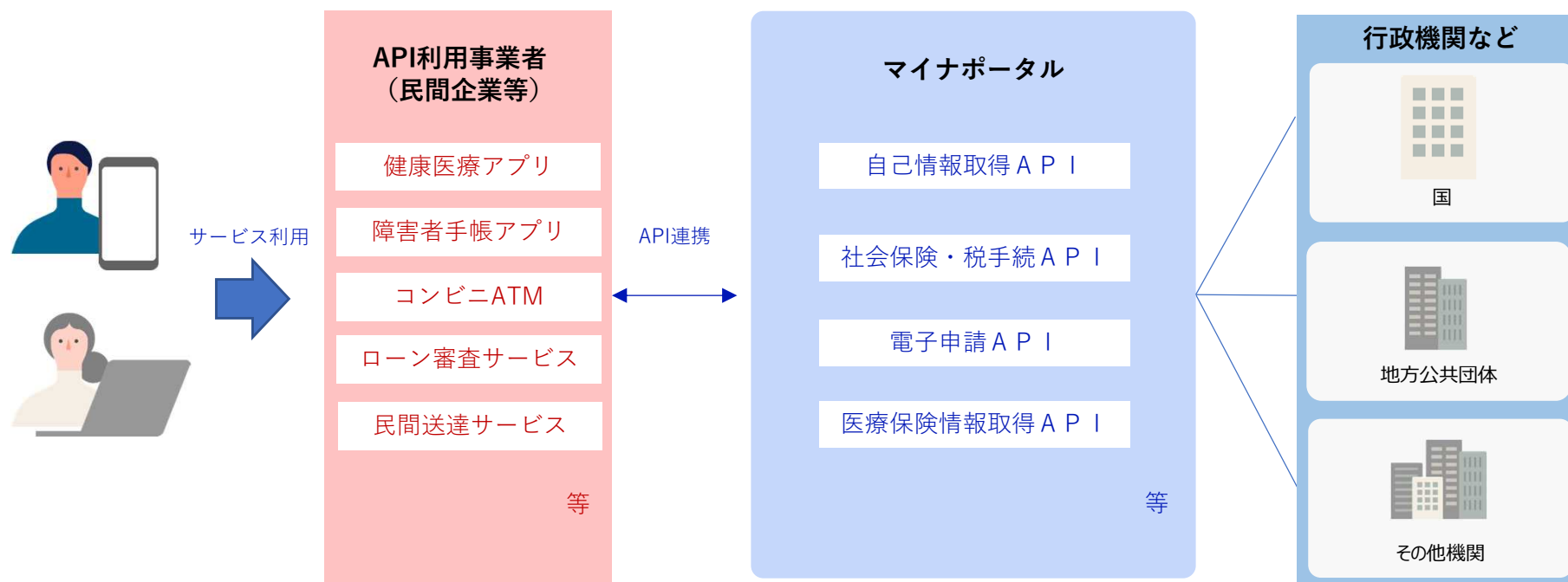
わたしの情報（薬、医療費など）を閲覧する機能



マイナポータルAPIの活用

マイナポータルで提供する機能を、**行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や行政機関への申請機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながる**ことが期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。



マイナポータルAPI仕様公開サイト (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>)

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年7月	v1.0	－
令和5年9月	v1.1	「1自治体辺りの平均オンライン申請手続き受付数」を追加／「行政手続きのオンライン化対応状況について」を更新／「マイナポータルの利用者登録数の推移」を更新／「マイナポータルの機能強化について」資料の追加
令和5年10月	v1.2	「罹災証明書のオンライン申請の推進について」を追加／「国家資格等オンライン・デジタル化の概要」ほか関連4ページを追加

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードの市民カード化構想を
進めるために

ご参考資料

令和5年10月（v 1. 5）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

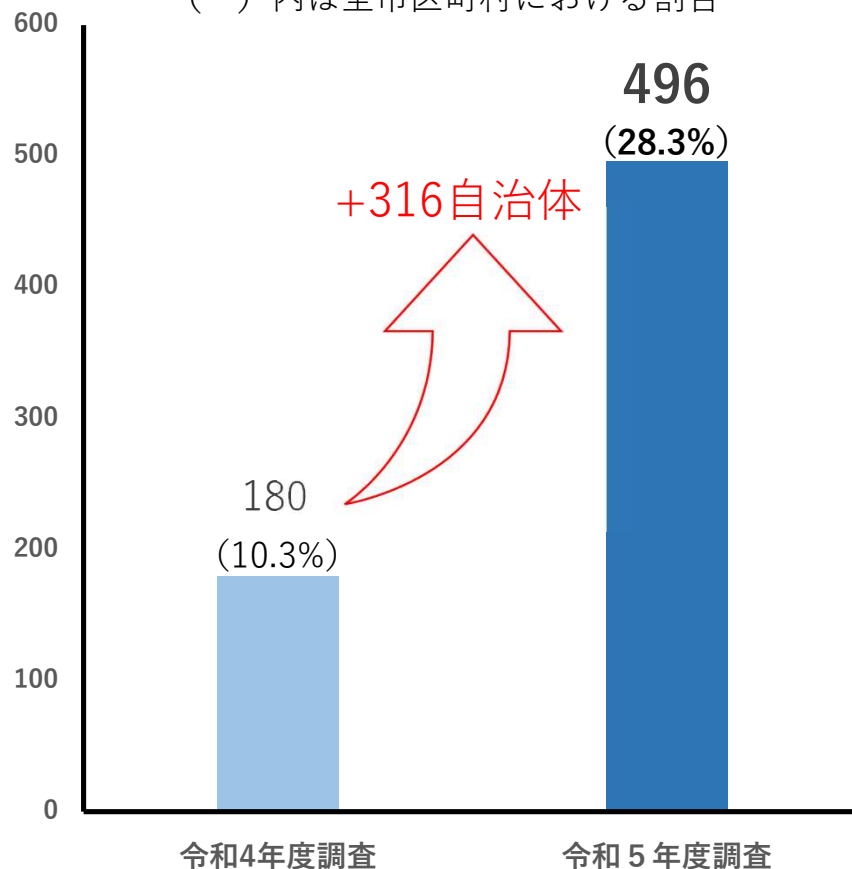
自治体のマイナンバーカード利活用状況

- デジタル庁が令和5年度に全市区町村に対して行った調査によると、496の自治体において719の独自サービスが提供されています。
- 令和4年度に実施した同様の調査と比較すると、サービス導入自治体数・サービス件数ともに大幅な増加となっています。

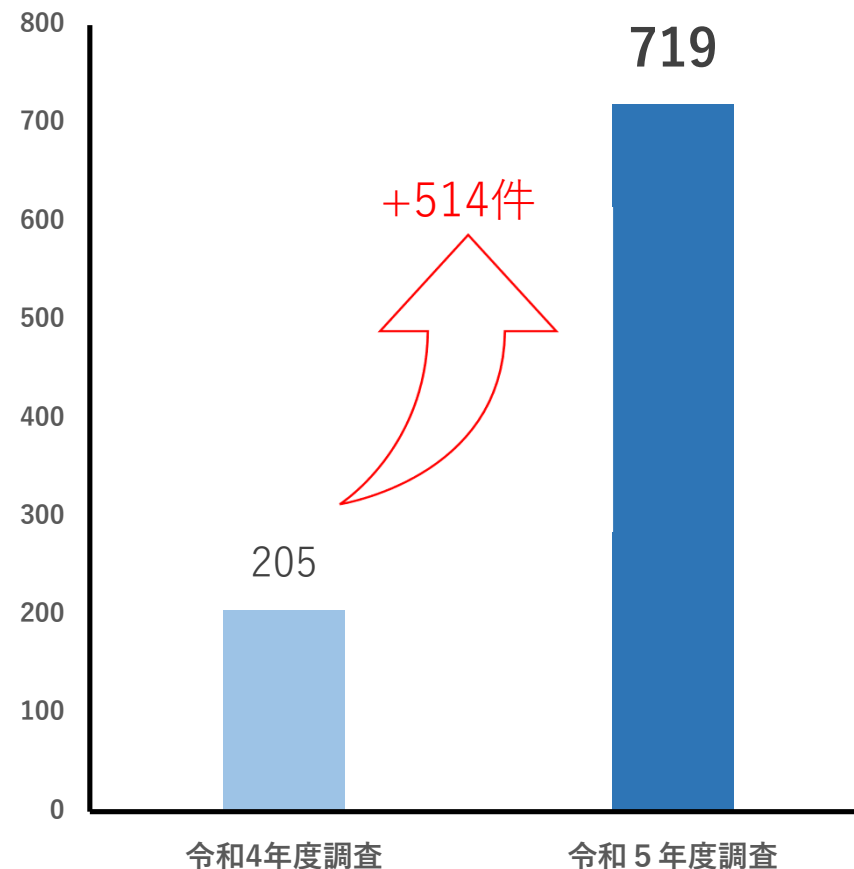
R5.9.15時点

利活用サービス導入自治体数

() 内は全市区町村における割合



利活用サービス件数

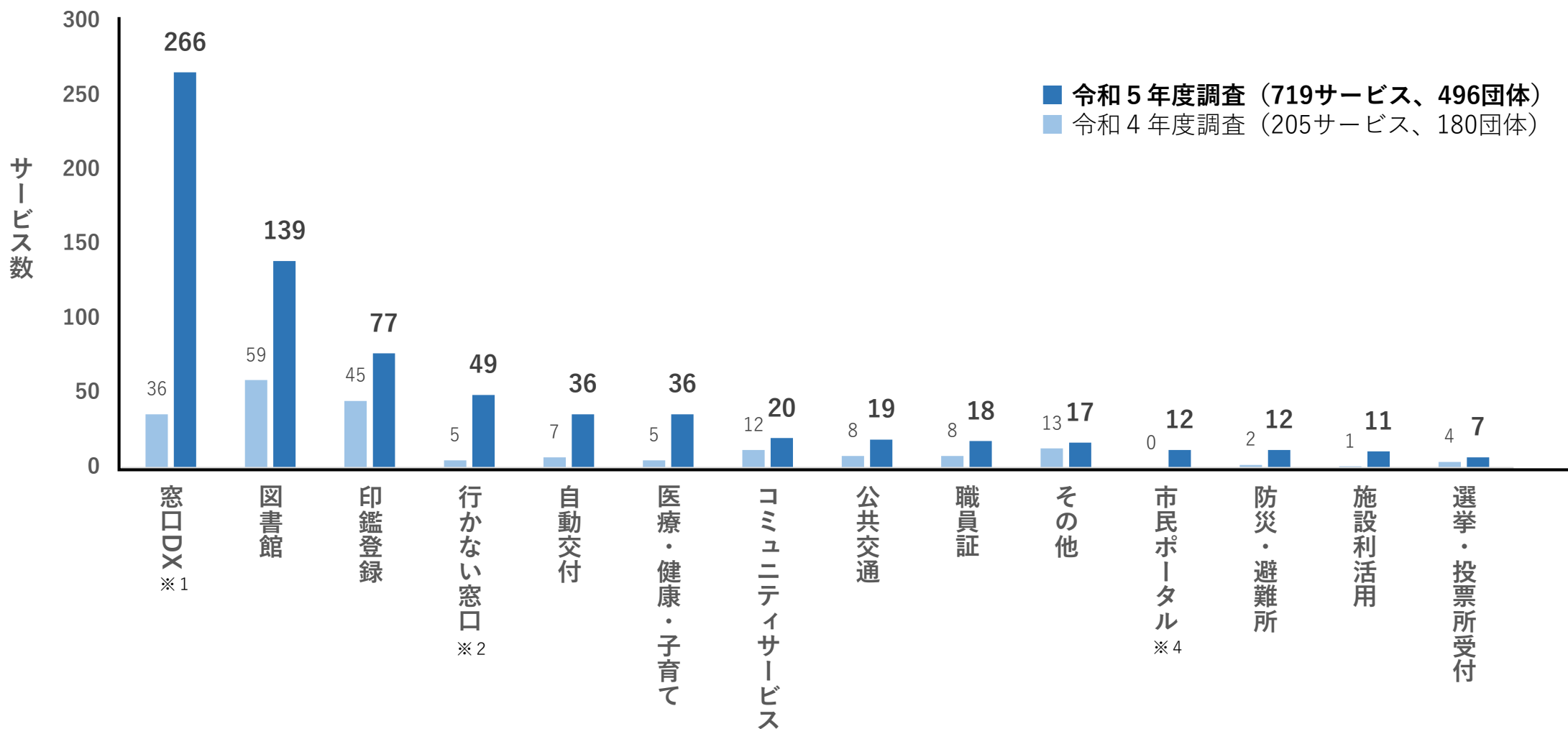


自治体のマイナンバーカード利活用状況

- 利活用サービス内容の内訳については、『窓口DX（書かない窓口を含む）』が、特に大きく増加しています。
- 次いで、『図書館』、『印鑑登録』における利活用がされています。

サービス区分別サービス件数

R5.9.15時点



※1 書かない窓口も含む

※2 電子申請を除く

※3 地域通貨等

※4 特段の取組に限る

（３）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。2024年（令和6年）秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋（令和5年6月閣議決定）

※『マイナンバーカードの「市民カード化」の推進』 部分抜粋

④ マイナンバーカードの「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

第一に、自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や、優良ケースの徹底的な横展開を進めるため、**デジタル田園都市国家構想交付金により、優れた利活用ケースの創出を後押し**するとともに、**優良な事例を支えるシステム/サービスのカタログを作成**する。また、カタログに掲載されたシステム/サービスの調達を容易とするよう、モデル的な仕様書の作成や導入する試みへの支援を進めるとともに、デジタルマーケットプレイスの実証的適用に取り組む。

第二に、暗証番号の入力等を行わない利用方法の規定の整備を行うとともに、これに対応し読み取りアプリの開発・提供、さらに、手ぶら観光やオンラインチケットなどに使うための基本的な利活用システムの開発と廉価な提供に取り組み、**官民連携した利活用ケースの拡大を支える。**

また、マイナンバーカードの認証体験の共通化、類似機能の重複開発の排除、円滑な機能拡張及び実装の実現を目的として、2024年度（令和6年度）中の運用開始に向けて個人認証用アプリケーションの開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進めることにより、マイナンバーカードの利活用シーンの更なる拡大を目指す。

第三に、図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き推進する。

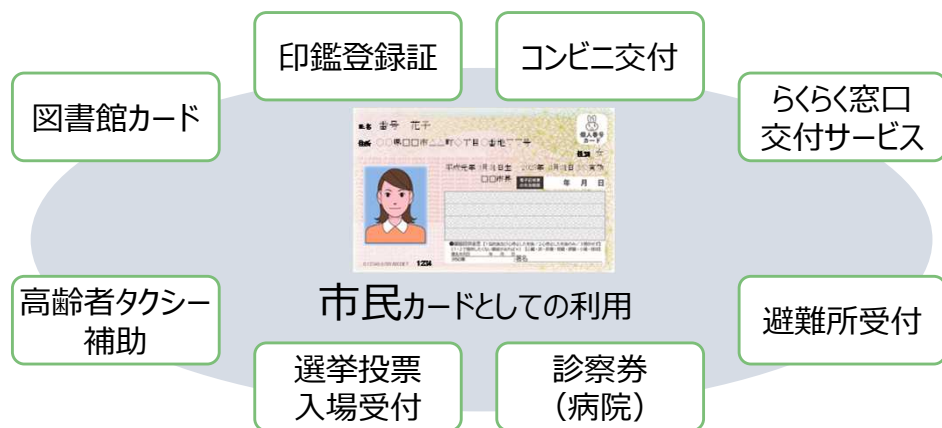
第四に、教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人においては、デジタルキャンパスの推進について第4期中期目標・中期計画へ記載しており、2026年度（令和8年度）から、設定された中期目標・中期計画に基づき、マイナンバーカードの活用を含めた業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価を開始し、運営費交付金の配分に反映する。

カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想

デジタル庁では、マイナンバーカード1枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくるために、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組を支援していきます。なお、暗証番号なしでのマイナンバーカード利用も推進するほか、市町村の要望への対応や、メリットや利用方法の助言を行います

- 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取組も、デジタル社会実現に向けた重点計画（R5.6.9）閣議決定に基づき、推進する。

1 様々な市役所サービスを受けられるようにする



図書館カード 印鑑登録証	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
コンビニ交付	現在、対象人口は1億人 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す
その他、避難所受付等、 様々な利用	現在、先進自治体の取組 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す

2 職員カードとして利用し効率よくセキュリティを高める



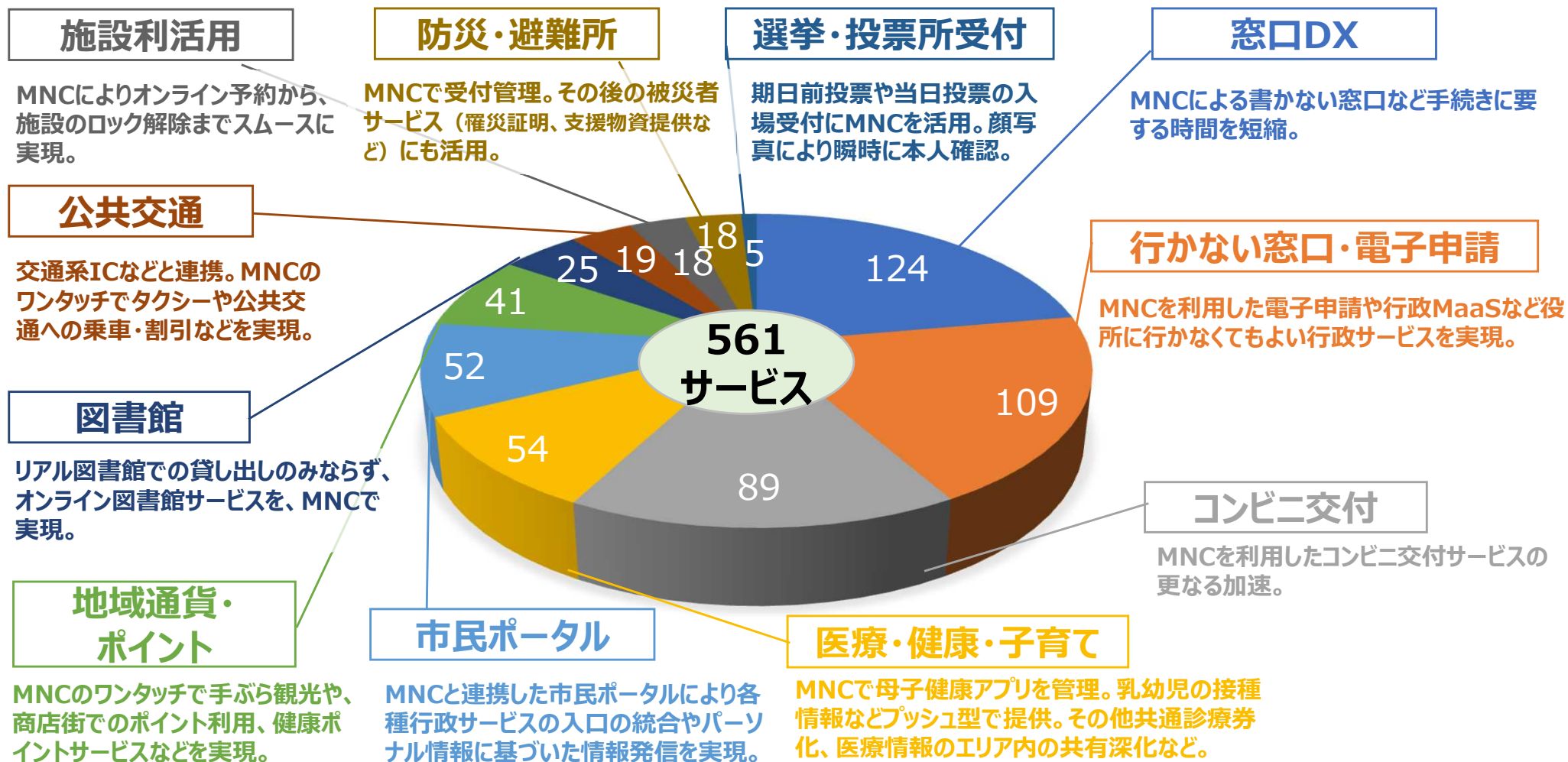
出退勤等、様々な利用	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
------------	----------------------------------

デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 【TYPE3】（TYPE2の要件を満たす）新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立
詳細	＜TYPE別の内容＞ ※2/3は1団体1申請とすること マイナンバーカード 高度利用型 【TYPE 3】 カードの 新規用途開拓 かつ総合評価が 優れている取組 国費：6億円 補助率：2/3 データ連携基盤を活用した、複数のサービス 実装を伴う取組 データ連携基盤活用型 【TYPE 2】 国費：2億円 補助率：1/2 優良モデル導入支援型 【TYPE 1】 優良モデル・サービスを活用した実装の取組 国費：1億円 補助率：1/2 計画策定 支援事業 デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援 委託事業 ＜対象事業（一例）＞ 【TYPE3】 マイナンバーカードで各種市民サービスを利用（図書館利用や避難所の受付等） 【TYPE2】 複数分野データ連携の促進による 共助型スマートシティ（会津若松市） 【TYPE1】 書かない窓口 地域アプリ 医療MaaS ドローン配送 遠隔医療 ※上記の他、R4補正限りの時限措置として、 マイナンバーカード利用横展開事例創出型を創設（国費3億円、補助率10/10） ※申請上限数（上記TYPEの合算値）：都道府県 9 事業 市町村 5 事業 ＜その他の新規要素＞ ・マイナンバーカードの利活用促進、スタートアップの活用促進など、国の重要施策を推進する観点からの一定の優遇措置 ・KPI（デジタル実装1,000団体）達成に向けたボトムアップ支援

マイナンバーカード利活用シーンの拡大

- デジタル実装タイプTYPE1、TYPE2/3、マイナンバーカード利用横展開事例創出型で561のマイナンバーカード利活用サービスがスタート。



URL:https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/dejidenkoufukin_saitaku.pdf

※団体数は計393団体
※これらの分類に当てはまらないその他のサービス7つについても561サービスに含まれている

デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムの普及に向けた カタログ（第1版）

- ✓ デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（第1版）を取りまとめて8月3日にPDF版を公表、8月30日にウェブサイト版を公表。
- ✓ 第1版では、R4補正デジ田交付金採択事業で活用されているサービスをカタログ化。今後はマイナンバーカード利用サービス以外についても順次拡大。
- ✓ 行政、健康・医療、公共交通、防災など**11分野68サービス、マイナンバーカード利用のための共通基盤・汎用ツール5サービス、データ連携基盤8製品**についてとりまとめ。

優良事例を支えるサービス／システムの横展開を加速

- ✓ 自治体は必要なサービス／システムを迅速に検索し、簡便に入手できるようになる
- ✓ 各地域における導入検討に資するよう、導入実績、導入に要する期間・コスト等も見える化

今般公表したマイナンバーカード利用サービスカタログの対象分野

窓口DX	行かない窓口・電子申請	医療・健康・子育て	市民ポータル
窓口DXSaaS	- オンライン申請 - 行政MaaS - リモート窓口	- 母子保健 - 健康管理 - 見守り - 業務改善	- 住民等向けポータル - 特定個人向け情報配信
コミュニティサービス（地域通貨等）	図書館	公共交通	
- 商店街・経済活性化 - 行動変容促進 - 域内コミュニティ形成 - 関係人口創出	- 図書館カード - 電子図書館 - スマート図書館	- 予約 - 決済・割引 - 配車・運行管理 - モビリティ×他分野連携 - AIオンデマンド交通 - 交通機関のデジタル化	
施設利活用	防災・避難所	選挙・投票所受付	その他
- 施設予約 - 施設利用 - 利用状況分析	- 避難誘導 - 避難所受付 - 避難生活支援	- 期日前投票 - 投票所受付	その他 EV充電等

第1版では、上記11分野すべてについて、
まずはデジ田交付金を活用した
マイナンバーカード利用サービスをカタログ化
（今後その内容をさらに充実）

優良事例を支えるサービス/システムのカタログの掲載

カタログイメージ

デジタル田園都市国家構想：https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation

カタログへのアクセス方法

右上に記載のURLから遷移先ページ中部「お知らせ」欄にある「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ（第1版）について」のリンクから、ウェブサイト版・PDF版*のカタログをご覧ください。

*ウェブサイト版・PDF版の内容は同一です。



優良事例を支えるサービス/システムのカタログの掲載

カタログイメージ

デジタル田園都市国家構想：https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation

サービス紹介ページ（PDF版）

サービスカタログ（行かない窓口・電子申請8）

GovTech Express 株式会社Bot Express

サービス/システム

サービス分類（大）

行かない窓口・電子申請

サービス分類（小）

オンライン申請

検索用カテゴリ

#スマホ市役所 #防災DX #自治体DX #学校ICT #子育てDX #業務改善 #行政DX

サービス購入者

自治体、民間企業・団体

サービス概要

官公庁、主に地方自治体が運用するLINE公式アカウント上で、役所の申請や手続きの提供を実現するオンライン行政窓口プラットフォームサービス「Govtech Express」。

サービスの特性／優位性

自治体職員が自ら自由に開発し、改善を続けることができるプラットフォーム。開発などの初期費用がかららずに一律料金の中ですべての行政手続を実施することが可能。

サービスの機能

- LINEリッチメニュー
- 自動応答機能
- マイナンバーカードを使った本人確認
- オンライン決済
- 予約機能（抽選機能、キャンセル待ちなど施設予約にも対応）
- 通報機能、粗大ごみ申請、子育て関連手続き
- 給付金による送金機能
- スポット検索（避難所や保育所など）
- ポイントの付与管理（アプリ開発なし）
- 学校欠席連絡や保護者連絡ツール

その他様々な機能が何百通り

<https://note.bot-express.com/n/nf597ca72fabf>

サービスが接続するネットワーク・セグメント

インターネット接続系、LGWAN接続系（要相談）

自治体保有データとの接続有無

接続機能はないがCSV出力が可能のためデータ活用は可能。今後開発される可能性あり。

自治体保有データとの接続内容

-

安全安心の設計留意点

管理画面へはグローバルIPにより制御し多要素認証も可能。データは全て暗号化。政府ガイドラインに適合。

サービス紹介サイト

<https://note.bot-express.com/>

問い合わせ先

hello@bot-express.com

マイナンバーカード利用シーン

マイナンバーカード利用シーン

他のアプリのダウンロード不要。LINE内でマイナンバーカードをかざして公的個人認証を行う（LINE Payの機能）

マイナンバーカードの活用方法

電子証明書

利用者証明書電子証明書

署名用電子証明書

PINあり

PINなし

スマホ用電子証明書搭載サービス

空き領域

表面事項入力補助AP

表面確認AP

その他

共通基盤の利用

MKPF

地方認証PF

導入手続き

価格（ご参考）

一律料金の中で全てのサービスの実装が可能。人口規模に応じて金額が変わるため要問合せ。

無料トライアルの有無

有（最長3ヶ月）※条件あり

導入にかかる所要時間（ご参考）

申込から2ヶ月

サポート体制（導入時・導入後）

日々のQA対応。職員研修上限回数なし。動画付きマニュアル提供。契約自治体専用セミナー開催等。

導入実績

導入自治体数

176（2023年7月時点）

導入自治体名

国税庁、群馬県、渋谷区、金沢市、豊田市、神戸市、広島市、岡山市、古賀市、与那原町、庄内町他多数

その他

導入、新聞・TV等のメディア報道、雑誌掲載などの実績が多数。LINE株式会社による国や自治体のLINE活用の技術支援に長けたパートナーを認定する「Govtech Partner制度」でパートナー企業に認定。

企業情報

事業者名

株式会社Bot Express

住所

105-6923 東京都港区虎ノ門4-1-1神谷町トラストタワー23階

設立年

2019年

代表者名

代表取締役 中嶋一樹

セキュリティ認証

ISMAP,ISO/IEC 27001

企業情報のURL

<https://www.bot-express.com/>

① サービス/システム：サービスの概要や優位性について記載

② マイナンバーカード利用方法：マイナンバーカードの利用者から見た利用シーンやICチップ等の活用方式について記載

③ 導入手続き：参考価格などサービスを導入するにあたって参考となる情報を記載

④ 導入実績：自治体等への導入実績を記載

⑤ 企業情報：サービスを提供する企業の情報を記載

11

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

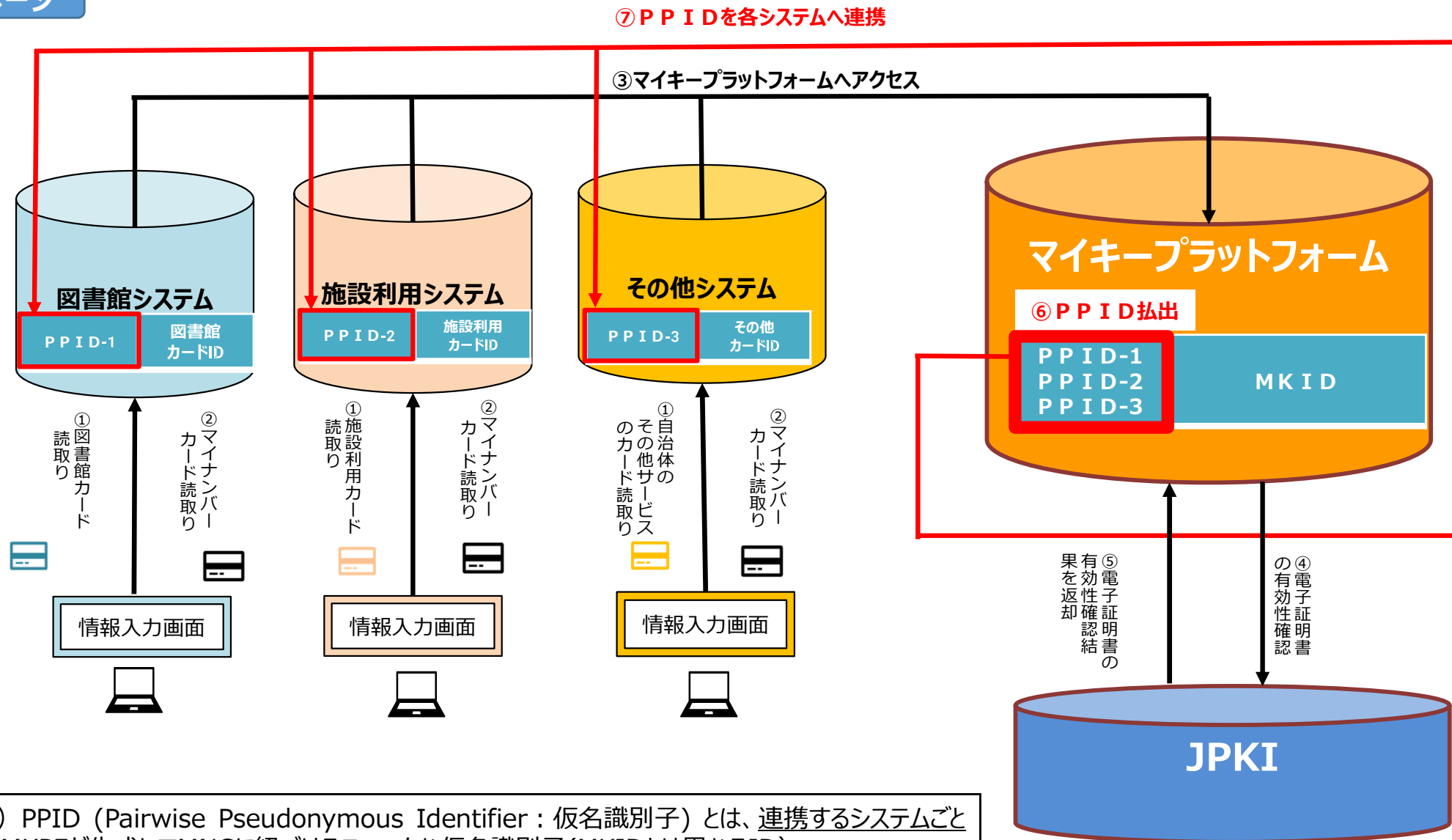
4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

マイキープラットフォームを活用した市民カード化構想の実現

- マイキープラットフォームは、現在、約 80 団体の図書館サービスにおけるマイナンバーカードの利用基盤としても活用されている。
- この機能を拡充し、図書館サービスのみならず、様々な自治体の窓口サービスにおけるマイナンバーカードの利用基盤として、活用できるようにする。⇒ 自治体の様々なサービスにおけるマイナンバーカードの利用（市民カード化構想）を推進する。

イメージ



(※) PPID (Pairwise Pseudonymous Identifier : 仮名識別子) とは、連携するシステムごとにMKPFが生成してMNCに紐づけるユニークな仮名識別子(MKIDとは異なるID)。

マイキープラットフォームのサービス概要について

インターネット接続系の自治体システムに対し、類型①②に分けてサービスを提供

○ 類型①（対象：Windows PC）

カード読取画面・機能、利用者証明用電子証明書の有効性確認機能を提供。カード読取機能は、PINなしのかざし利用に対応。（OCSPを利用 ※メンテナンス等OCSPが不通の場合はCRLを利用）

○ 類型②

利用者証明用電子証明書の有効性確認機能のみを提供。（OCSP/CRLに対応）

○ 類型①②共通

利用者証明用電子証明書に紐づく署名用電子証明書の失効状況を確認し、4情報の変更有無等を確認できる機能を提供。本人確認した利用者に対し、仮名識別子（PPID）を提供

</

類型①の例：図書館カードとしての活用イメージ（1／2：登録時）

図書館カード取得済みの場合

図書館窓口

職員

図書館システム

職員

職員用ディスプレイ

各種メニュー

既存の図書館カードとマイナンバーカードの一体化

マイナンバーカードで新規ユーザー登録

- ② 職員が図書館システムへアクセスし、利用者が提示した図書館カードを読み取った上で、「**既存の図書館カードとマイナンバーカードの一体化**」を選択

③ 情報連携

⑥ PPIDを連携

MKPF

利用者

利用者用ディスプレイ

マイナンバーカードを読み取ってください。

・
・
・

- ④ 利用者が図書館に備付けの端末に表示された内容に従って、ICカードリーダーにマイナンバーカードを置き、次の2点を実施。
- ・ **生年月日**をMKPF上に登録（券面事項入力補助APを活用（4 pin入力））
 - ・ **電子利用者証明**（4 pin入力）

- ⑤ MKPF上で、**PPID**を自動発行

利用者

- ⑦ マイナンバーカードの図書館カード化完了

図書館カード未取得の場合

利用者

- ① 利用者が職員へ「マイナンバーカードを図書館カードとして利用したい」旨、申出

図書館システム

職員

職員用ディスプレイ

各種メニュー

既存の図書館カードとマイナンバーカードの一体化

マイナンバーカードで新規ユーザー登録

- ② 図書館システムへアクセスし、「**マイナンバーカードで新規ユーザー登録**」を選択
- ⑦ 連携された氏名等以外に必要な項目があれば手動で登録

③ 情報連携

⑥ 氏名・住所・生年月日・性別及びPPIDを連携

MKPF

利用者

利用者用ディスプレイ

マイナンバーカードを読み取ってください。

・
・
・

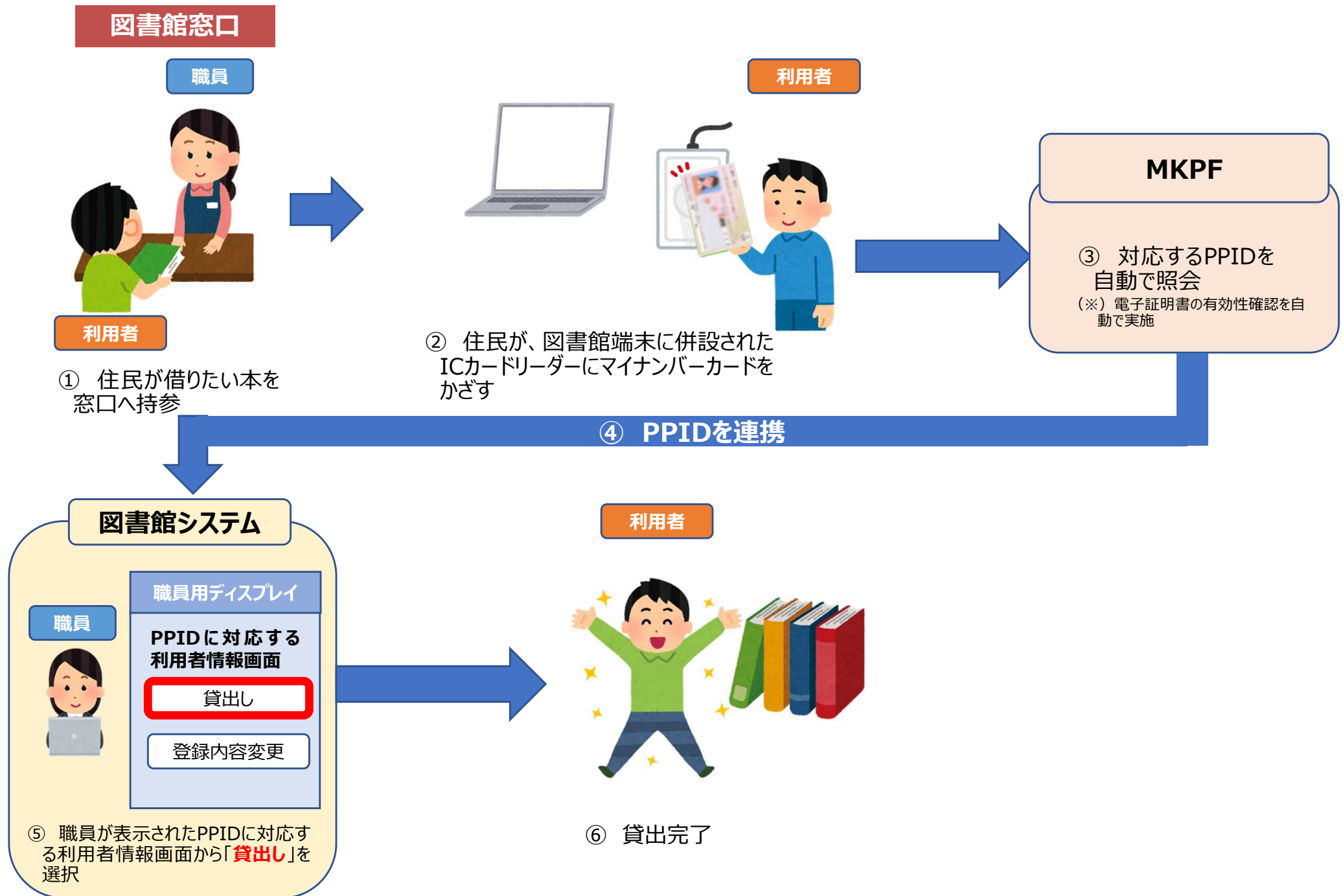
- ④ 利用者が図書館に備付けの端末に表示された内容に従って、ICカードリーダーにマイナンバーカードを置き、次の2点を実施。
- ・ **氏名・住所・生年月日・性別**を確認（**生年月日**はMKPF上に登録）（券面事項入力補助APを活用（4 pin入力））
 - ・ **電子利用者証明**（4 pin入力）

- ⑤ MKPF上で、**PPID**を自動発行

利用者

- ⑧ マイナンバーカードの図書館カード化完了

類型①の例：図書館カードとしての活用イメージ（2 / 2：利用時）



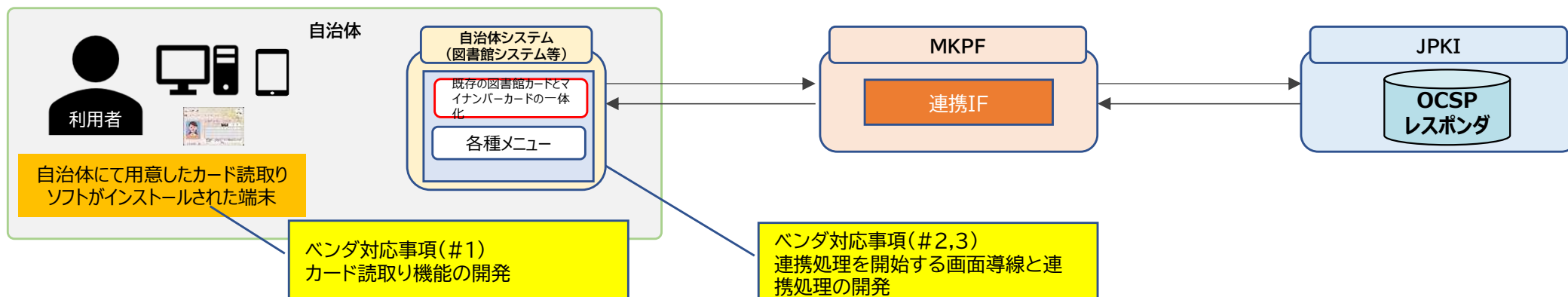
類型②概要と対応事項

○類型②概要

- ・自治体システムは、MKPFを利用してマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性確認を実施可能。
- ・また、自治体システムは、利用者証明用電子証明書をMKPFに送付することで、各サービス毎に固有のユーザ識別子(以降、PPID)を取得可能。
- ・上記により、自治体システムは利用者証明用電子証明書を管理せずに、MKPFから提供されるユーザ識別子(PPID)を元にユーザ識別が可能

○自治体、システム開発ベンダにおける対応事項

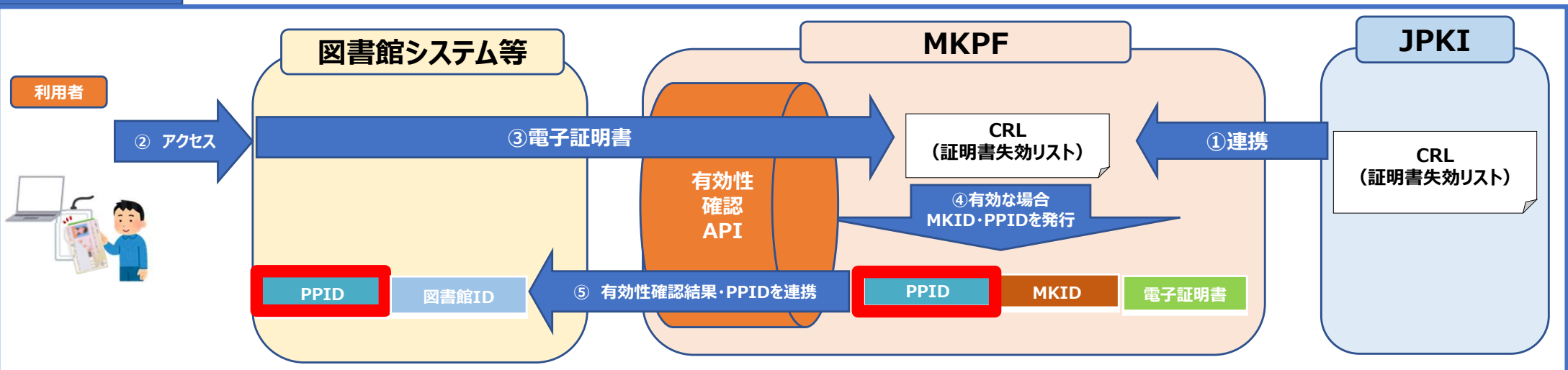
#	担当	対応事項	内容
1	ベンダ	カード読み取り機能の開発	利用者証明用電子証明書の読み取り、署名検証の機能を開発する。 マイナンバーカードの4情報を取得する場合は、券面事項入力補助AP等の読み取り機能を開発する。 JPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)や、デジタル庁のマイナポータルアプリ等を利用してカード読み取り機能の開発工数削減が可能。
2		MKPF連携に係る画面UIの開発	MKPF連携を行うための画面UIを開発する ※類型②では、カード読み取りや、情報連携の同意に関する画面も開発が必要
3		サーバ間連携IFの開発	MKPFの以下機能を利用するための認証、認可API(クライアントクレデンシャルズフロー)を開発する。 ・PPID提供 ・CRLを使用した署名用電子証明書のステータス確認 ・利用者証明用電子証明書の有効性確認



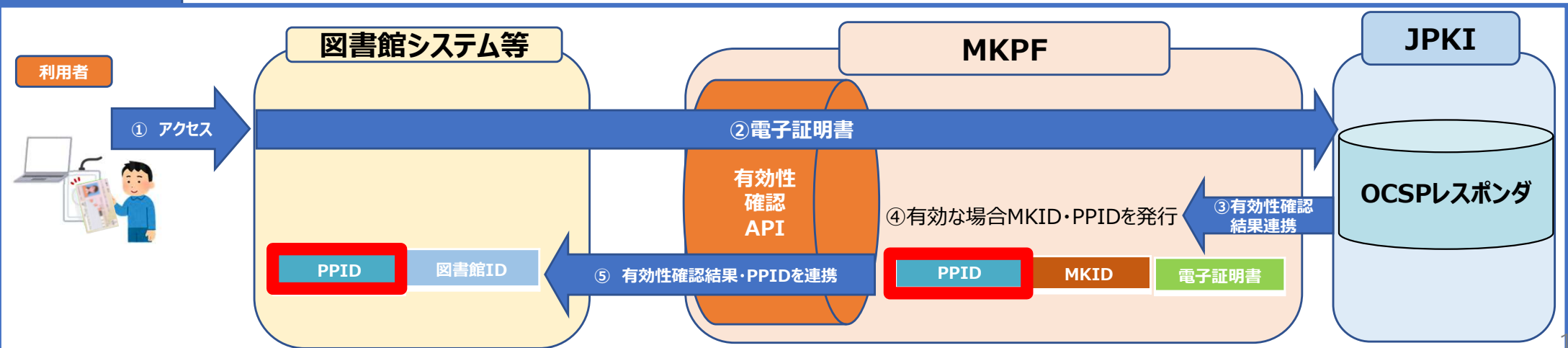
類型②：マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性確認機能の利用

- 図書館システム等で読み取った利用者証明用電子証明書について、MKPFのAPIを利用し、JPKIへの有効性確認を実施できるようにする。
- 具体的には、利用者証明用電子証明書を用いて、CRL方式又はOCSP方式のいずれかで有効性確認を実施。
⇒ 「有効」の場合：PPIDを図書館システム等へ連携

CRL方式



OCSP方式



MKPF機能一覧

MKPFが提供する機能は以下の通りです。

○:提供あり、－:提供無

#	区分	機能名称	概要	類型 ①	類型 ②
1	カード読取りソフト (ブラウザ用拡張機能)	ブラウザ用拡張機能	ブラウザからマイナンバーカードの読取りを可能とする。提供方法は決定次第、公開予定。	○	－
2	カード読取りソフト (インストーラ形式)	マイナンバーカード読取り機能	MKPFよりインストーラ形式で提供。WindowsPC端末にインストールして使用する。提供方法は決定次第、公開予定。	○	－
3	API	PPID提供	利用者証明用電子証明書に紐づく自治体システム毎に異なるユーザ識別子(PPID)をMKPFから提供する。	○	○
4		4情報提供	マイナンバーカードの券面事項入力補助APから読み取った4情報をMKPFから自治体システムへ提供する。	○	－
5		CRLを使用した署名用電子証明書のステータス確認	署名用電子証明書が失効した場合(失効事由:記載事項変更)は、4情報に変更があるため、住所変更等の可能性がある。 MKPFから、署名用証明書のステータスを返却することで、自治体システムにて住所変更の可能性を検知し、登録情報の確認等に利用する。	○	○
6		利用者証明用電子証明書の有効性確認	利用者証明用電子証明書のステータスをMKPFより自治体システムに提供する。	○	○

スケジュール

- ・MKPF、自治体システム間の連携仕様書は、3月末に初版が完成いたします。
- ・類型①におけるMKPFの画面遷移等については、4月以降、順次完成いたします。
- ・MKPF、自治体システム間の連携テストについては、7月以降、テスト環境、テストカード等を提供いたします。

※システム連携仕様書等の提供を希望される場合は、以下の宛先までご連絡ください。

デジタル庁国民向けサービスグループマイキープラットフォーム担当 メールアドレス:mykeypf@digital.go.jp

項目		2022年度(R4)			2023年度(R5)											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
MKPF開発				▲ 連携仕様書初版完成	▲ 画面遷移等順次完成							▲ サービス開始予定 (モデル事業開始)				
		要件定義、設計～総合テスト						連携テスト								
事業準備、 自治体システム開発	自治体	モデル事業 への応募	モデル事業準備										順次モデル事業開始			
	ベンダ		システム改修					連携テスト								

【参考】マイキープラットフォームを活用した市民カード化構想の実現に係るモデル事業採択団体一覧

#	自治体	システム概要	事業名	改修する図書館システムの 利用自治体数
1	兵庫県 三田市	図書館システム	スマート図書館サービス実装事業	約450団体
2	宮城県 延岡市	①図書館システム ②オンライン申請とデジタルチケット ③オンライン面談相談	のべおかポータルと新マイキープラットフォームを活用した「行かない市役所」構築事業	
3	茨城県 日立市	図書館システム	マイナンバーカードの図書館利用カード化	6団体
4	岡山県 備前市	図書館システム	マイナンバーカードで利用できる図書館サービス事業	約450団体
5	熊本県 天草市	①マイナンバーカード決済システム ②チャージシステム	マイナンバーカードで決済！電子商品券地域通貨化事業	—
6	兵庫県 姫路市	市民向け簡単セキュアプリント	マイナンバーカードによる市民向け簡単セキュアプリント	—
7	埼玉県 戸田市	図書館システム	図書館デジタル化推進事業	約100団体
8	兵庫県 養父市	①オンライン投票選挙 ②避難所管理のデジタル化	マイナンバーカードデジタルパスポート化事業	—
9	岡山県 津山市	岡山県津山市電子申請システム	デジタル社会の推進に向けたスマートシティ基盤構築事業	—

マイキープラットフォームを活用した市民カード化構想の実現に係るモデル事業の採択結果を公表します | デジタル庁 (digital.go.jp)

1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

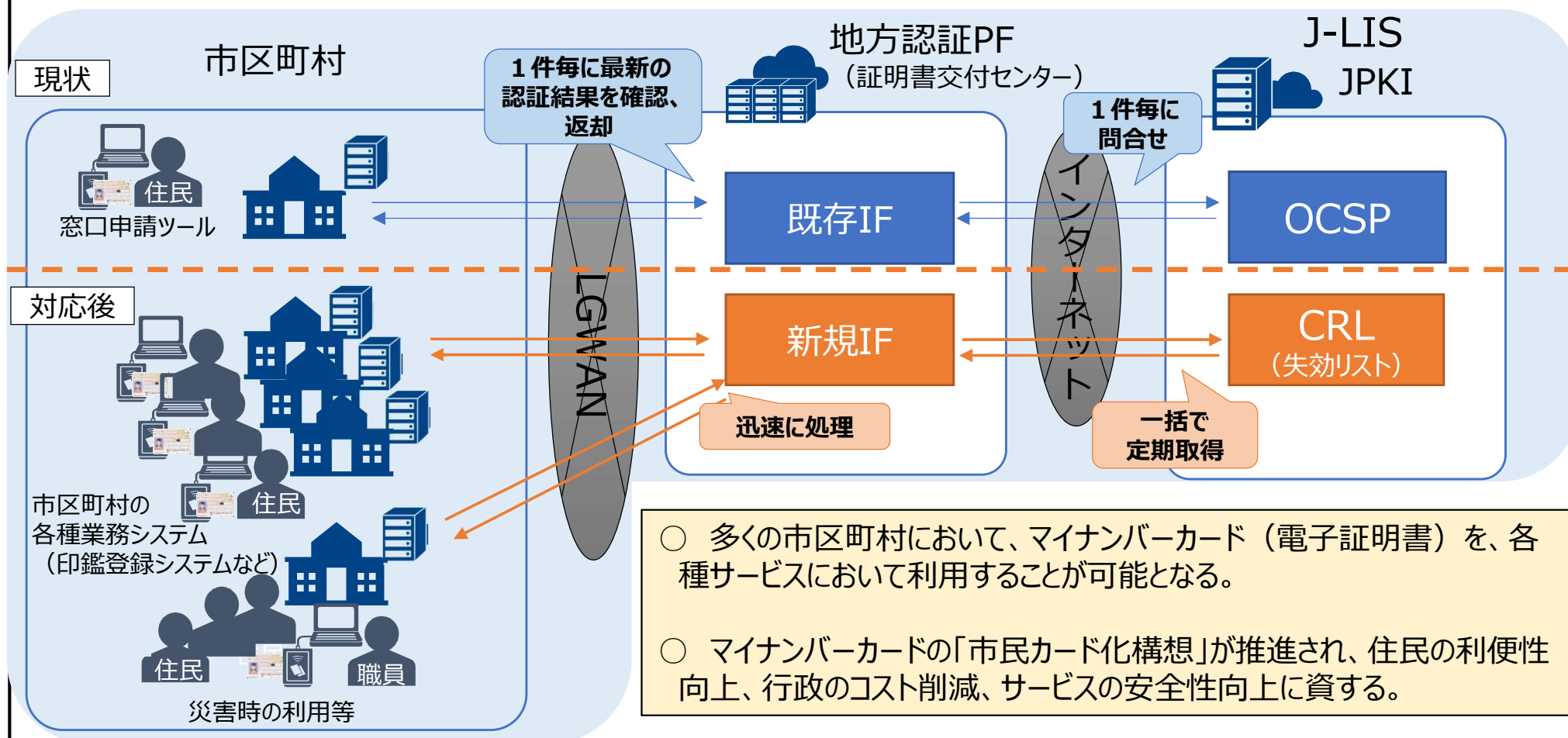
3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

市民カード構想の推進のために ～地方認証プラットフォームの拡充

- 地方認証PFは、LGWAN経由で市区町村と接続され、公的個人認証サービス（JPKI）の検証・有効性確認機能を提供。現在、各種申請書窓口交付サービス（窓口申請ツール（J-LIS提供））や、市区町村の独自開発システム向けに、その機能を提供。マイナンバーカード（電子証明書）を各種サービスにおいて利用するための基盤となっている。
- 現状は、1件毎にJ-LISに問い合わせを行う方式（OCSP方式）のみ。経済対策により、CRL（失効リスト）方式による失効確認機能（迅速で一括処理可能な失効確認機能）を追加する。



地方認証プラットフォームの改修内容

【改修内容】

・証明書交付センター内で提供している地方認証PF及び窓口申請ツールについて、以下の改修を行う。

- (1) CRL（証明書失効リスト）認証対応
- (2) スマホ用電子証明書の認証対応

○利用イメージ（拡張対応後）

- (1) 有効性確認を一括処理（CRL）で行うことが可能となるよう改修を行う。
- (2) スマホ用電子証明書で認証を行うことが可能となるよう改修を行う。

地方認証プラットフォーム
(証明書交付センター)

JPKIセンター

失効情報
提供

- (1) CRL方式による定期取得機能を追加
- (2) スマホ用OCSPへの検証機能を追加

利用者操作端末
(パソコン)

交付要求

受付票・証明書等印刷要求

証明発行サーバ
(市区町村)

- (1) CRL対応改修
- (2) スマホ対応改修

② (申請終了後、)
受付票印刷
→利用者が受領

② (申請終了後、)
証明書(申請書/
領収書も)出力

同時に処理

- ・市区町村窓口で使用する
改ざん防止用紙を使用。
- ・事業者を経由しないため
委託手数料がかからない

① 証明書
取得申請

③ 受付票、交付手数料と引き換えに証明書交付

窓口カウンタ
内プリンタ

【参考】カードとスマホ電子証明書の紐づけ一覧

カードとスマホ電子証明書の紐づけ機能の一覧となります。
改修範囲は、全インターフェース対応する。

No	紐付け元		紐付け先		取得情報	使用箇所 証明書発行/地方認証PF
	スマホ/カード	利用者/署名	スマホ/カード	利用者/署名		
1	スマホ	利用者	カード	利用者	カード利用者 シリアル番号	・ 証明書発行 ・ 地方認証PF
2			スマホ	1世代前 利用者	スマホ利用者 1世代前 シリアル番号	地方認証PF
3				署名	スマホ署名 シリアル番号	地方認証PF
4		署名	カード	署名	カード署名 シリアル番号	地方認証PF
5			スマホ	1世代前 署名	スマホ署名 1世代前 シリアル番号	地方認証PF
6				利用者	スマホ利用者 シリアル番号	地方認証PF
7	カード	利用者	スマホ	利用者	スマホ利用者 シリアル番号	地方認証PF
8		署名	スマホ	署名	スマホ署名 シリアル番号	地方認証PF

※利用者：利用者証明用電子証明書
署名：署名用電子証明書

地方認証PFの活用事例イメージ

災害時の利用

○災害時の
本人確認



パソコン認証

○パソコンログイン時の
本人認証



書かない行政窓口

○各種証明書の
申請書を出力



プリンター認証

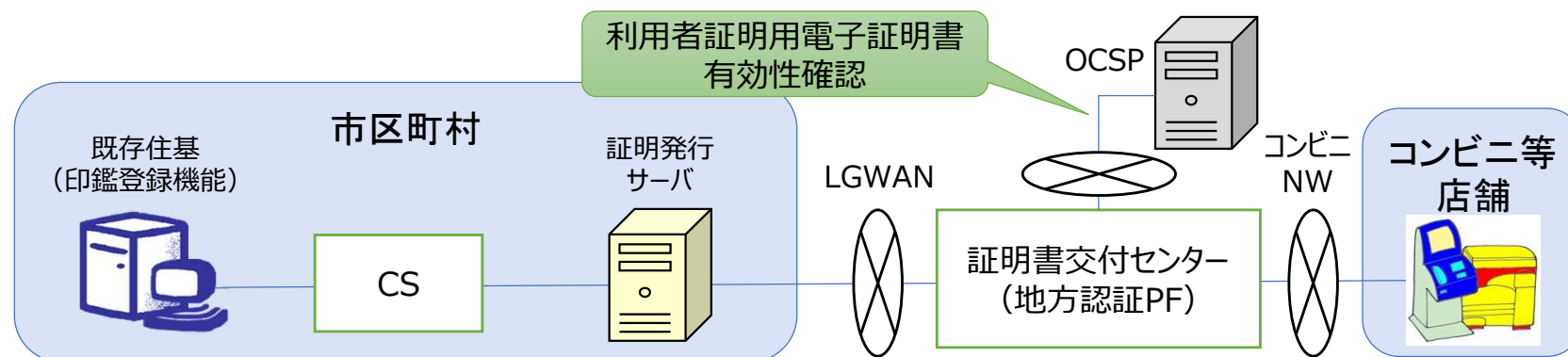
○プリンター使用
時の本人認証



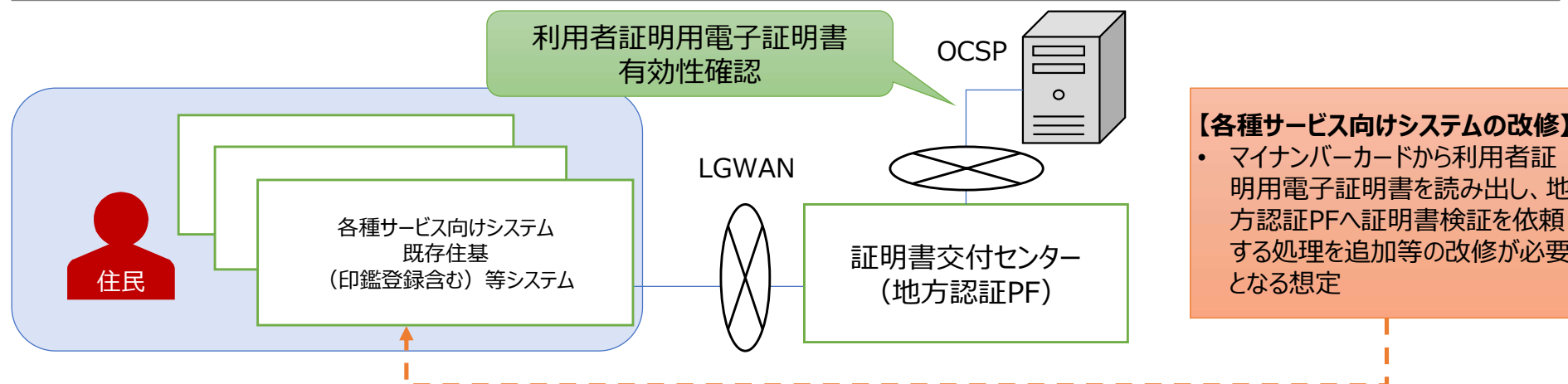
マイナンバーカードの印鑑登録証としての利用を実現するために (地方認証プラットフォームの利用)

コンビニ交付団体に提供している電子証明書有効性確認機能を活用することで、マイナンバーカードの印鑑登録証としての利用を実現することができます。

- コンビニ交付団体においては、コンビニ等の各店舗で印鑑登録証明書を発行する際に、コンビニNW、LGWAN等の各ネットワークを介して証明書交付センター（地方認証プラットフォーム）にて利用者証明用電子証明書の有効性確認を実施しています。

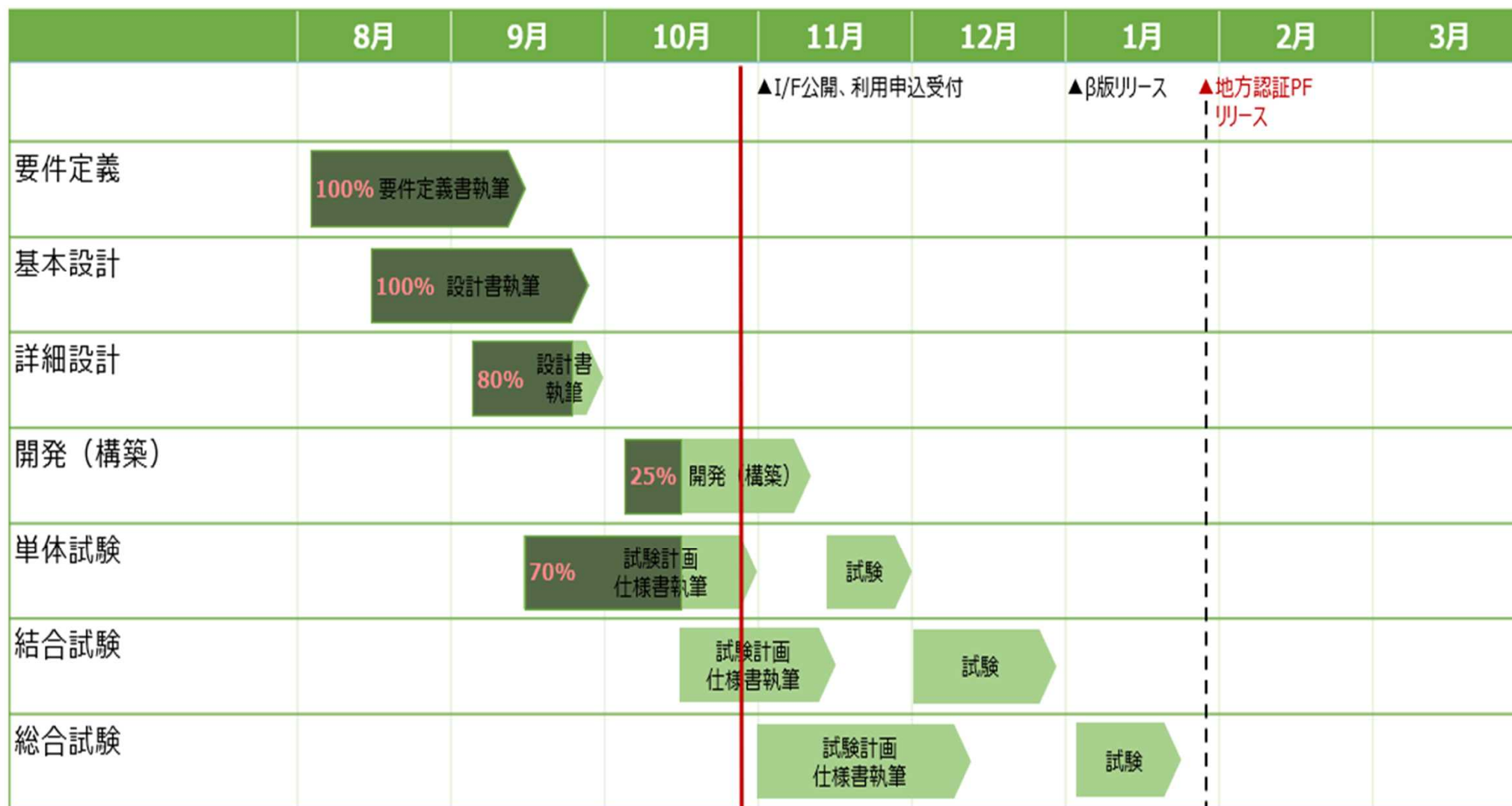


- 証明書交付センター（地方認証プラットフォーム）は、利用者証明用電子証明書の有効性確認機能を既に各自治体へ提供しているため、この仕組みを活用することで市町村は容易にマイナンバーカードの印鑑登録証としての利用を実現できます。



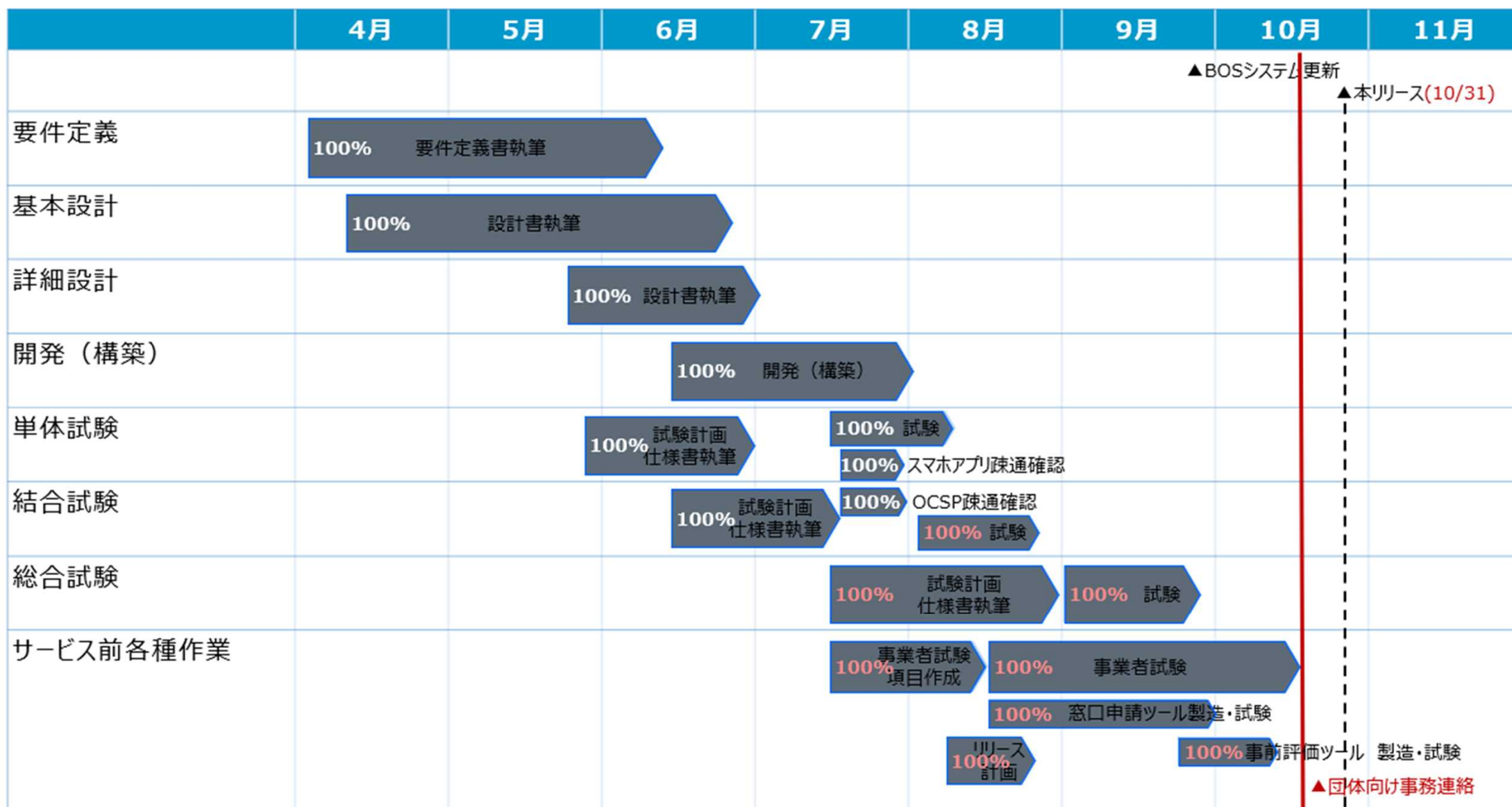
地方認証プラットフォームの改修スケジュール（１）

【構築スケジュール案】（１）CRL（証明書失効リスト）認証対応



地方認証プラットフォームの改修スケジュール（2）

【構築スケジュール案】（2）スマホ用電子証明書対応



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

はじめに～暗証番号の入力を要しないこととされている様々な場面

- 行政・民間サービスとも、各種サービス・業務でのカード利用、職員証・社員証としてのカード利用において、暗証番号の入力は不要、カードのタッチのみ、とされている場面は多い。
- これらの場面における、マイナンバーカードの利用推進は、カードのメリット拡大の鍵。

● サービス・業務での利用

- 図書館／貸出・返却
- 各種スポーツ施設／利用
- 各種文化施設／利用
- 各種観光施設／利用
- 避難所／入場・退場受付
- バス等の交通機関／利用
- 各種イベント／入退場
- 行政窓口／受付
- 各種サービス／年齢・住所等の確認
- 各種ポイント／付与・利用



● 職員証・社員証としての利用

- 入退館・入退室管理
- PC認証・プリンタ認証
- 出退勤管理



- 市町村等の様々な市民サービス、職員証
⇒ 「市民カード構想」を実現したい！
- 民間も、図書館、各種施設、各種イベントなど、
⇒ マイナンバーカード利用を実現したい！

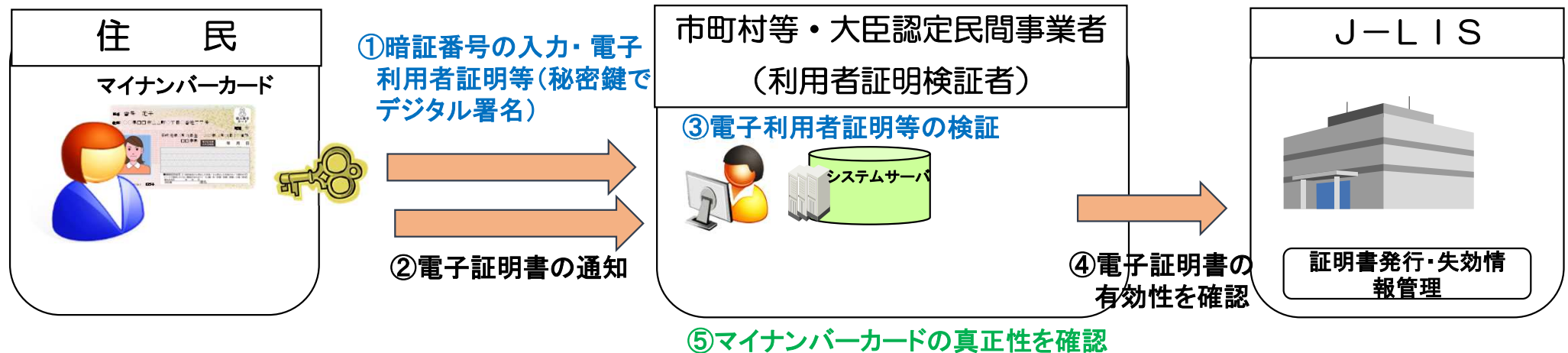
対応～電子証明書を活用する方法

- 現在、約80の市町村で、マイナンバーカードを図書館カードとして活用。(デジタル庁がその基盤を提供。)
⇒ 電子証明書を活用。登録の場面では、暗証番号の入力を求める。利用(貸出・返却)の場面では、必要な認証強度と利用者の利便性を勘案し、「暗証番号の入力・電子利用者証明※」を求めない。
- この方法により、暗証番号を要しない場面(前ページの場面)を含め、マイナンバーカードの利用が可能。

※電子利用者証明 カードに格納された利用者オリジナルの秘密鍵でデジタル署名を行うこと。

● イメージ

- 対面等の環境 (※対面の環境のほか、管理され監視された施設内や区域内の環境、利用者に貸し出され管理される端末の環境。オンラインや屋外は不可。)
- 必要な認証強度が低い場面 (※「オンラインにおける行政手続の本人確認の手法に関するガイドライン」のリスク評価で保証レベル1。具体例は前ページ。)
最初の登録場面 : 「①暗証番号の入力・電子署名又は電子利用者証明」を求める(①～④)
2回目以降の利用場面 : 「①暗証番号の入力・電子利用者証明」を求めない(②④⑤)



この方法を検討する際には、当面、必ず、本資料の最後に記載しているデジタル庁国民向けサービスグループ マイナンバーカード・OSS班までご相談ください(マイキープラットフォーム・地方認証プラットフォームを利用する場合を除く)。また、不明点がある場合もお気軽にご相談ください。

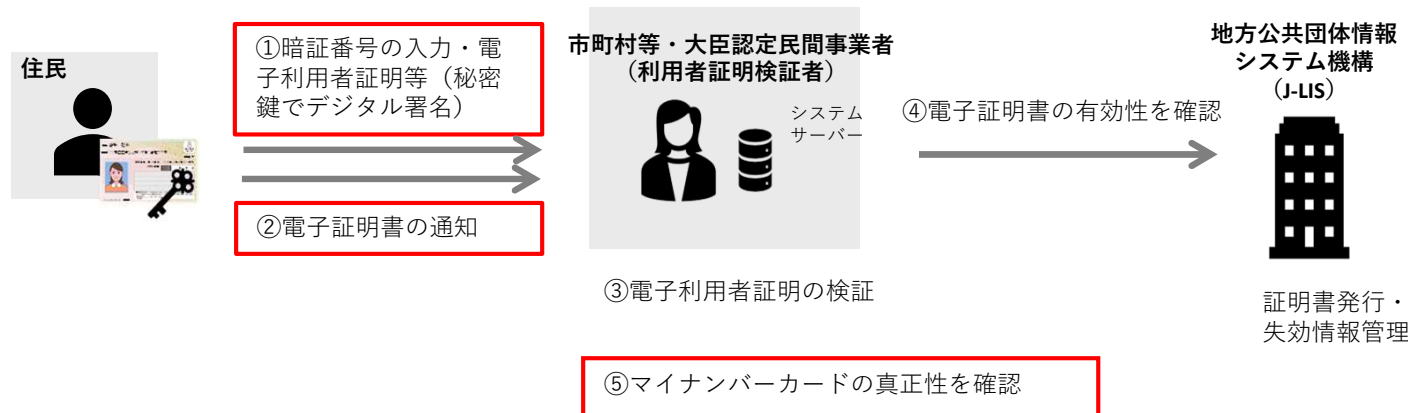
マイナンバーカードPINなし利用クライアントソフトについて①

1. 本資料について

- 図書館サービスにおける対面の利用(貸出・返却)の場面など、一定レベルの確認で足りるサービスの利用場面において、暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明が行われずに、利用者証明用電子証明書の通知を受理する場合、当該電子証明書の有効性確認を行い、一定レベルの確認を行う方法の規定(以下、PINなし利用)が番号法一部改正法案に盛り込まれ、成立した。
※電子利用者証明:カードに格納された利用者オリジナルの秘密鍵でデジタル署名を行うこと。暗証番号の入力又は顔認証が必要。
- 一定レベルの確認で足りるサービスの利用場面において、PINなし利用を実施いただけるよう、「**マイナンバーカードPINなし利用クライアントソフト(以下「PINなし利用ソフト」という。)**」を公開いたします。

○対面等の利用(※対面の環境のほか、管理され監視された施設内や区域内の環境、利用者に貸し出され管理される端末の環境。オンラインや屋外は不可。)

- 最初の登録場面:①暗証番号の入力・電子利用者証明等(秘密鍵でデジタル署名)(①②③④)
- 2回目以降の利用場面:「①暗証番号の入力・電子利用者証明」を求めない(②④⑤)
⇒「PINなし利用ソフト」では、①②⑤の機能を提供



マイナンバーカードPINなし利用クライアントソフトについて②

2. PINなし利用ソフトの概要

○PINなし利用ソフトの概要

- PINなし利用ソフトは、PINなし利用を行うサービス提供者のシステムと連携するクライアント端末にインストールしていただきます。
- Windowsについて、公的個人認証AP(利用者証明用電子証明書)、券面事項入力補助AP、券面事項確認AP(内部認証)の機能を提供します。
※券面事項確認APは生年月日PINを利用した内部認証のみ対応であり、4情報取得、顔写真取得、個人番号画像取得等の機能は対象外

○機能(IF)

#	マイナンバーカードのアプリ	機能
1	公的個人認証AP (利用者証明用電子証明書)	・利用者証明用電子証明書を抽出する機能 ・乱数と4PINをインプットとして、乱数を秘密鍵で暗号化する機能。 ※利用者証明検証者は、マイキープラットフォームまたは、その他の大臣認定サービスを選択可能とする。
2	券面事項入力補助AP	券面事項入力補助APの4PINをインプットに4情報を応答するIFを提供する。
3	券面事項確認AP (内部認証のみ)	生年月日PINをインプットに内部認証結果を応答するIFを提供する。 ※マイナンバーカードの真正性を確認するために使用

マイナンバーカードPINなし利用クライアントソフトについて③

4. 動作環境、スケジュール

○動作環境

#	項目	内容
1	OS	Microsoft Windows 10、11
2	ブラウザ	・Microsoft Chromium版Edge 79.0.309.65以上 Edge標準モード Internet Explorerモード ・GoogleChrome 69以上
3	ランタイム	NET Framework 4.5～4.8

○スケジュール

- 仕様書を9月末に、PINなし利用ソフトを10月末に公開いたします。
 - 9月以降、PINなし利用ソフトの利用申請の受付を開始いたします。
- 利用申請については、「デジタル庁マイキープラットフォーム担当<mykeypf@digital.go.jp>」にお問い合わせください。
- PINなし利用ソフトを呼び出しする画面導線やIF呼び出し機能の開発、テストが完了次第、本番サービスを開始いただけます。

項目	2023年度(R5)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
デジタル庁・MKPF						▲ 仕様書公開	▲ PINなしソフト公開					
	要件定義、設計～総合テスト						利用申請受付					
サービス提供者（自治体・民間事業者）							開発・テスト完了次第、順次サービス開始					

マイナンバーカード利用のための共通基盤・汎用ツールの情報発信

10月18日：デジタル庁ウェブページに紹介ページを公開



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

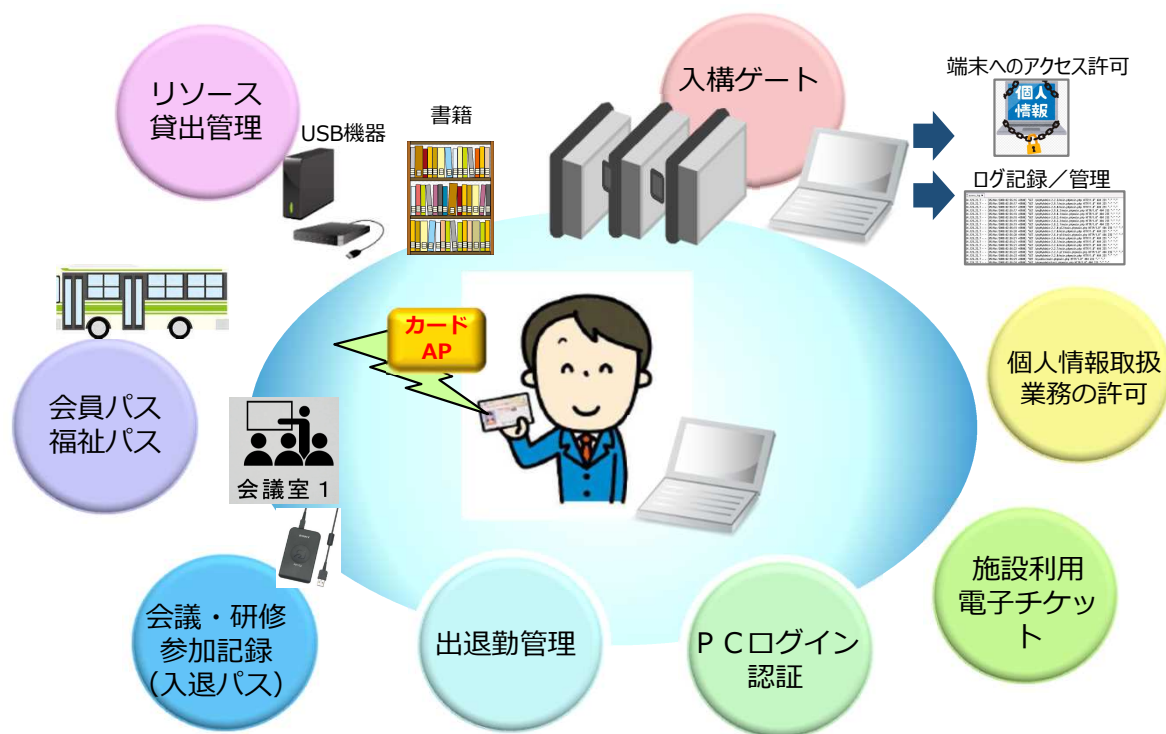
4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

＜マイナンバーカードの空き領域の活用例＞



＜空き領域の活用によるメリット＞

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

公共交通マイナンバーカード活用実証事業について

令和5年9月26日
高知県交通運輸政策課

中土佐町の取組（「バスパス」事業）

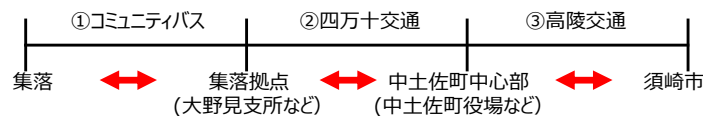
○65歳以上のバス運賃無料

(中土佐町コミュニティバス、高知高陵交通、四万十交通)
※高陵交通・四万十交通は発着地のいずれかが中土佐町内の乗降のみ

⇒ 運賃は中土佐町が事業者に支払

⇒ **本人確認及び乗降データが必要**

課題

○本人確認と乗降データの取得のため、
利用者は**乗降の都度、運転手に利用者証を提示し、「利用報告書」に乗降場所を記載して提出**⇒ **最大で片道3回、往復6回**利用者：乗車地、降車地、利用した日付を毎回
手書き、別途利用者証を携帯する必要事業者：膨大な集計作業をして役場に請求
(利用登録者数：約1,000人)

役場：膨大なチェック作業をして事業者に支払い

課題解決に向けた実証

マイナンバーカードを活用したバス乗降改札システムの開発・導入

※国の「デジタル田園都市
国家構想交付金」を活用

<利便性の向上>

○マイナンバーカードを車載カードリーダーにタッチ

⇒ **利用者証の提示及び運転手による本人確認が不要**

○タッチされた時刻、その時のバスの位置情報（GTFS動的データ）及びバス停の位置情報（GTFS静的データ）から利用者が乗降したバス停を特定

⇒ **利用者による紙への乗降場所の記載が不要**

<バス事業者・役場の業務効率化>

○利用者の乗降場所のデータから運賃を自動計算

⇒ **事業者の集計作業及び役場でのチェック作業を低減**

▽バス乗降改札システムの全体イメージ



【実証期間】

令和5年10月～令和6年3月
※中土佐町コミュニティバスは10月から、
高知高陵交通及び四万十交通は
12月から実証開始予定

【主な実証項目】

○バスの位置情報等（GTFS動的データ）の精度確認
○クラウドサーバー上での各種データ（運賃、個人情報等）の統合における速度、
正確性の確認
○既存のデータ（GTFS静的データ）の有効性の確認**全国初、マイナンバーカードそのものをタッチすることで路線バスの乗降が可能。**
全国統一基準のバスデータであるGTFSを活用するため、**他自治体等への横展開も期待できる。**

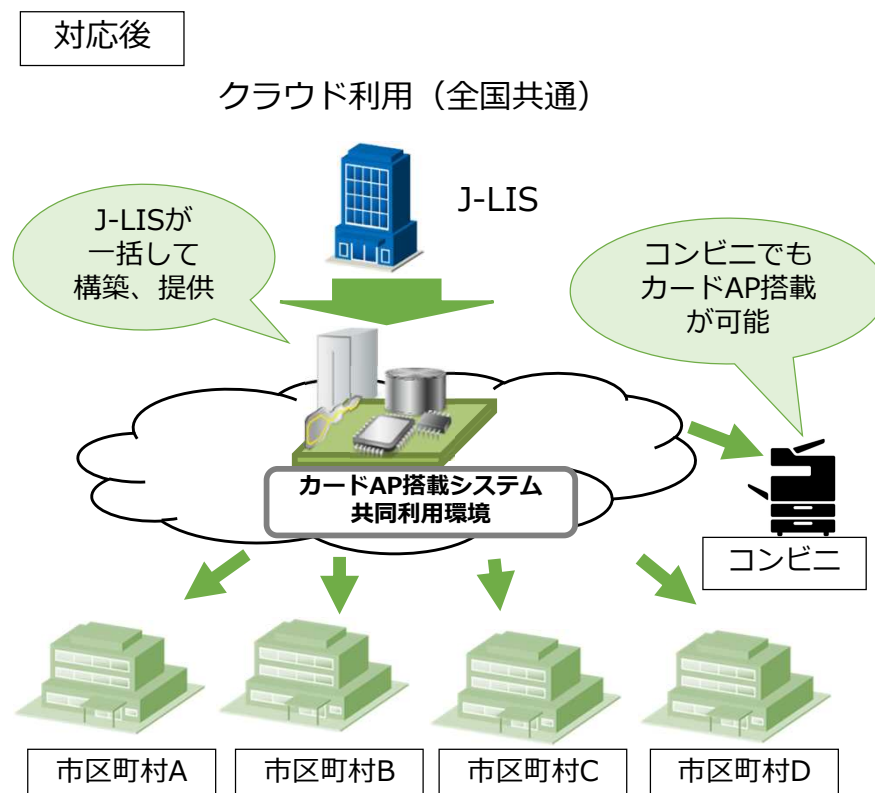
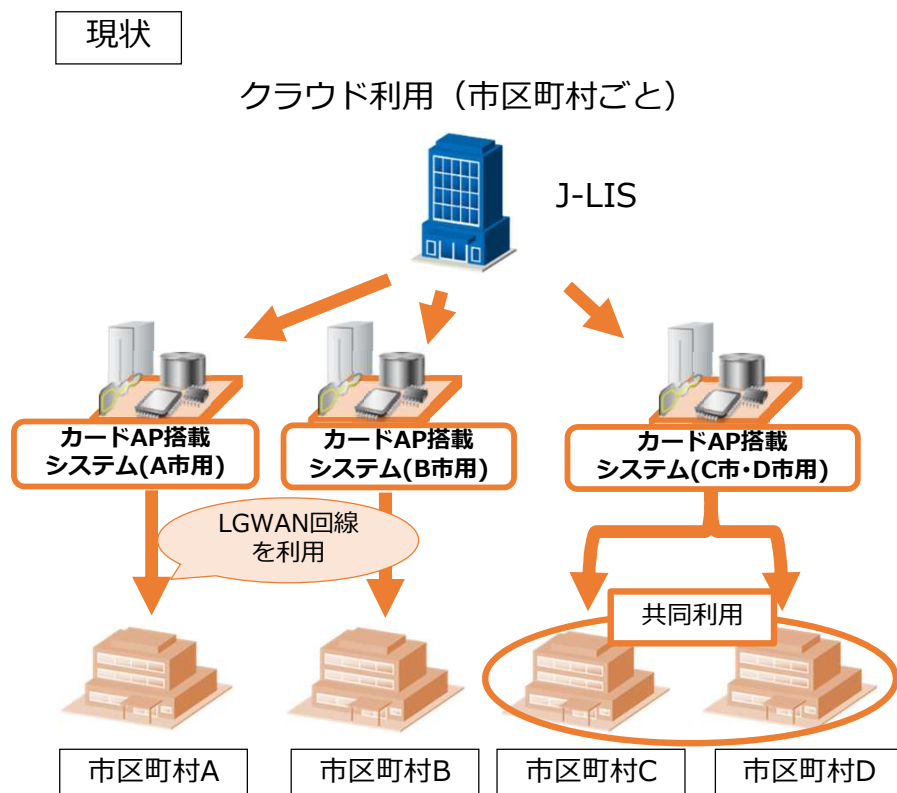
利用者証



利用報告書

カードアプリを活用する方法の推進 ～マイナンバーカードAP搭載システムの全国展開に向けた対応

現状、マイナンバーカードAP搭載システム（カードAP搭載システム）を市区町村が利用する際は、J-LISが市区町村ごとにクラウドサービスを構築するか複数団体での共同利用という方法となっており、構築・運用やサービス開始の準備に一定の負担（コストや期間）がかかっているところであるが、J-LISが全国で1つのカードAP搭載システムに集約できるよう改修・システム構築することで、市区町村がカードAP搭載システムを利用しやすい環境を提供する。また、コンビニのキオスク端末でもカードAPが搭載できるように環境を準備。



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

①

図書館

予約本貸出ロッカーにマイナンバーカードをかざすことで、利用者がオンラインで予約した図書を閉館時でも受け取ることができる。

マイナンバーカードを利用して、図書の貸出しをスマート化。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年3月

②

書かない窓口

住民が窓口で各種手続きを行う際、マイナンバーカード対応記帳台に、マイナンバーカードを挿入することで、カードの基本情報を読み取り、氏名、住所、生年月日、性別の情報が印字された申請書が印刷されることで、町民の負担を軽減する。

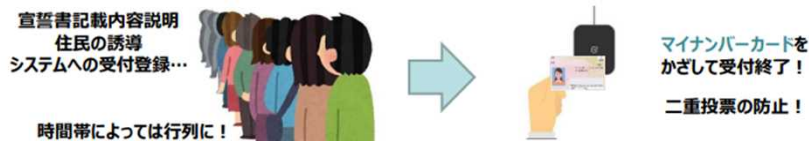


カード利用方式：券面事項入力補助AP
サービス開始：令和6年2月

③

選挙・投票所受付

マイナンバーカードの券面事項を読み取ることで、対象者の資格情報等を画面に表示し、宣誓書を出力、投票用紙を交付することができ、期日前投票及び当日投票において、二重投票の防止につなげる。

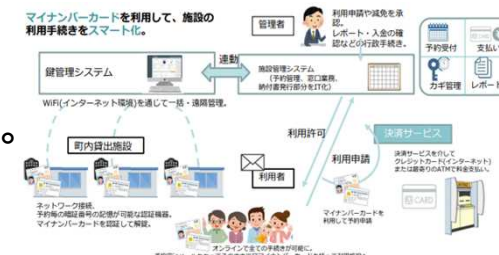


カード利用方式：券面事項入力補助AP
サービス開始：令和6年3月

④

施設利活用

公共施設の予約や決済をオンラインで実施できるサービスを導入し、施設の鍵をマイナンバーカードにすることで、町民が来庁しなくても施設の利用が可能となる。



カード利用方式：カードアプリ（空き領域）
サービス開始：令和6年3月

①

図書館

新マイキープラットフォームを活用して、マイナンバーカードを図書館カードとしても利用可能とするほか、図書館の利用申請や電子図書の貸出等を行うシステムを構築する。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

②

防災・避難所

本市が構築するシステム上に事前登録した方について、避難所でカードリーダーによるマイナンバーカードの固有IDの読み取り（マイナンバーの個人番号は読み取らない）を行い、避難施設毎の避難者把握や安否確認を行う。

カード利用方式：カードアプリ（空き領域）
サービス開始：令和6年1月

③

医療・健康・子育て

のべおかポータルとマイナポータルをAPI連携し「子ども医療費受給資格証」の交付申請からデジタル資格証の交付までを、一気通貫のデジタル対応を実現し、利用者の利便性向上、及び行政事務の効率化を図る。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

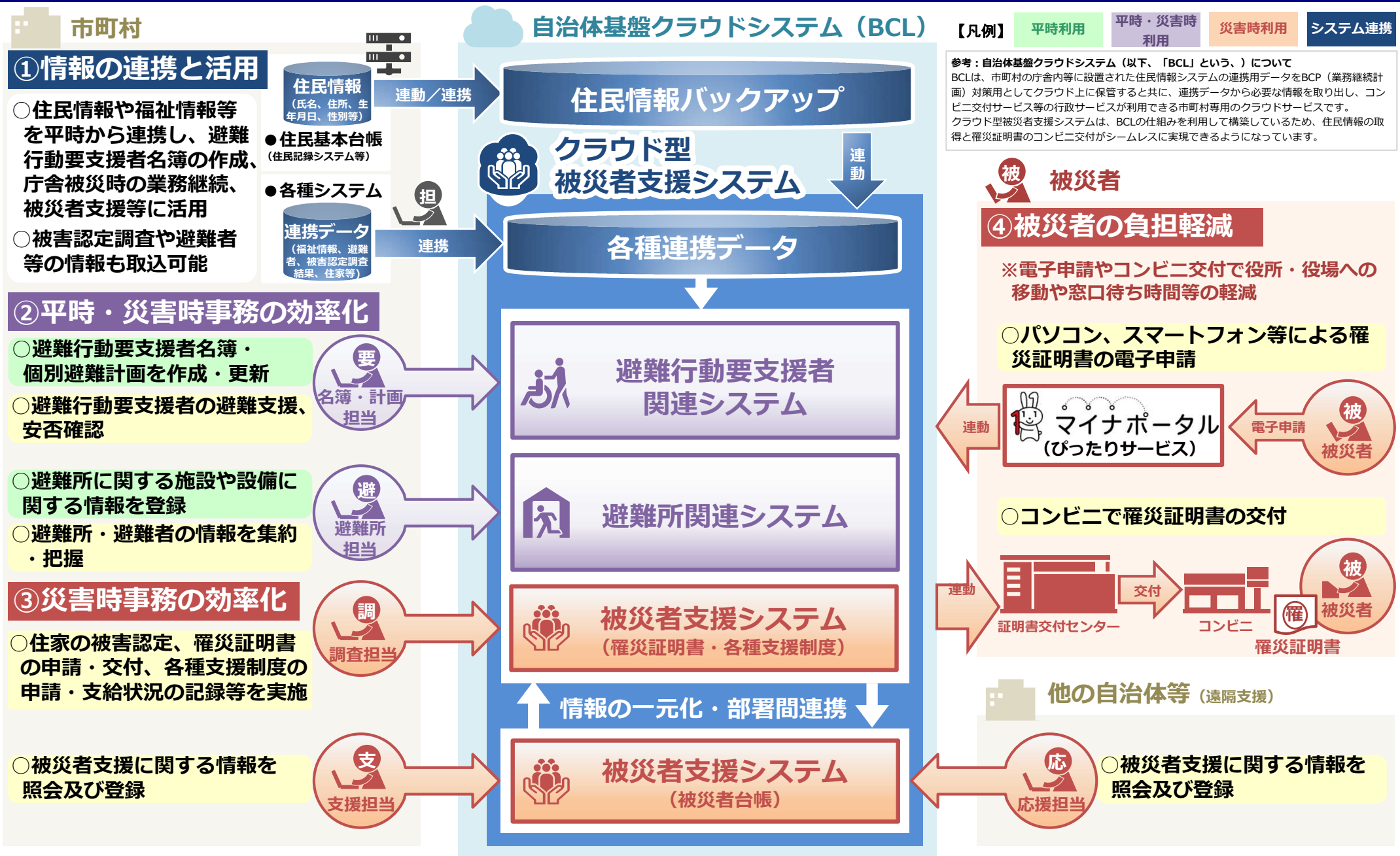
④

医療・健康・子育て

保育所入所等に係る面談について、スマートフォンを利用したオンライン相談を実施する。新マイキープラットフォームを活用して、本人確認を行うことでオンラインでも窓口面談と同等の機微な行政相談を可能にする。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月



- クラウド型被災者支援システムの活用により、災害発生時には、避難所業務の効率化や、迅速な被災者台帳の作成など、地方自治体における被災者支援業務を効率化するとともに、マイナンバーカードを活用し、罹災証明書のコンビニ交付など被災者の利便性を向上。

【 災害発生時 】

クラウド型被災者支援システム

○避難所関連機能

- ・避難所の開設状況や、停電・断水等の状況を一元把握
- ・避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握が可能

○被災者台帳機能

- ・住民基本台帳データを活用し、被災者支援に必要な情報を集約した被災者台帳を迅速に作成
- ・住家の被害認定調査や罹災証明書の交付状況等を一元管理

○オンライン申請・コンビニ交付等機能

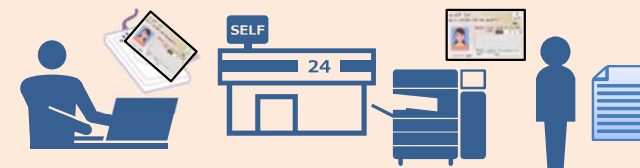
- ・マイナンバーカードを活用し、自宅や遠隔地から被災者支援手続きのオンライン申請や、コンビニでの罹災証明書の交付が可能

《 効 果 》

・避難所の管理・運営業務の効率化

・一人ひとりの状況に応じたきめ細かな被災者支援の実施

・被災者の利便性向上・負担軽減



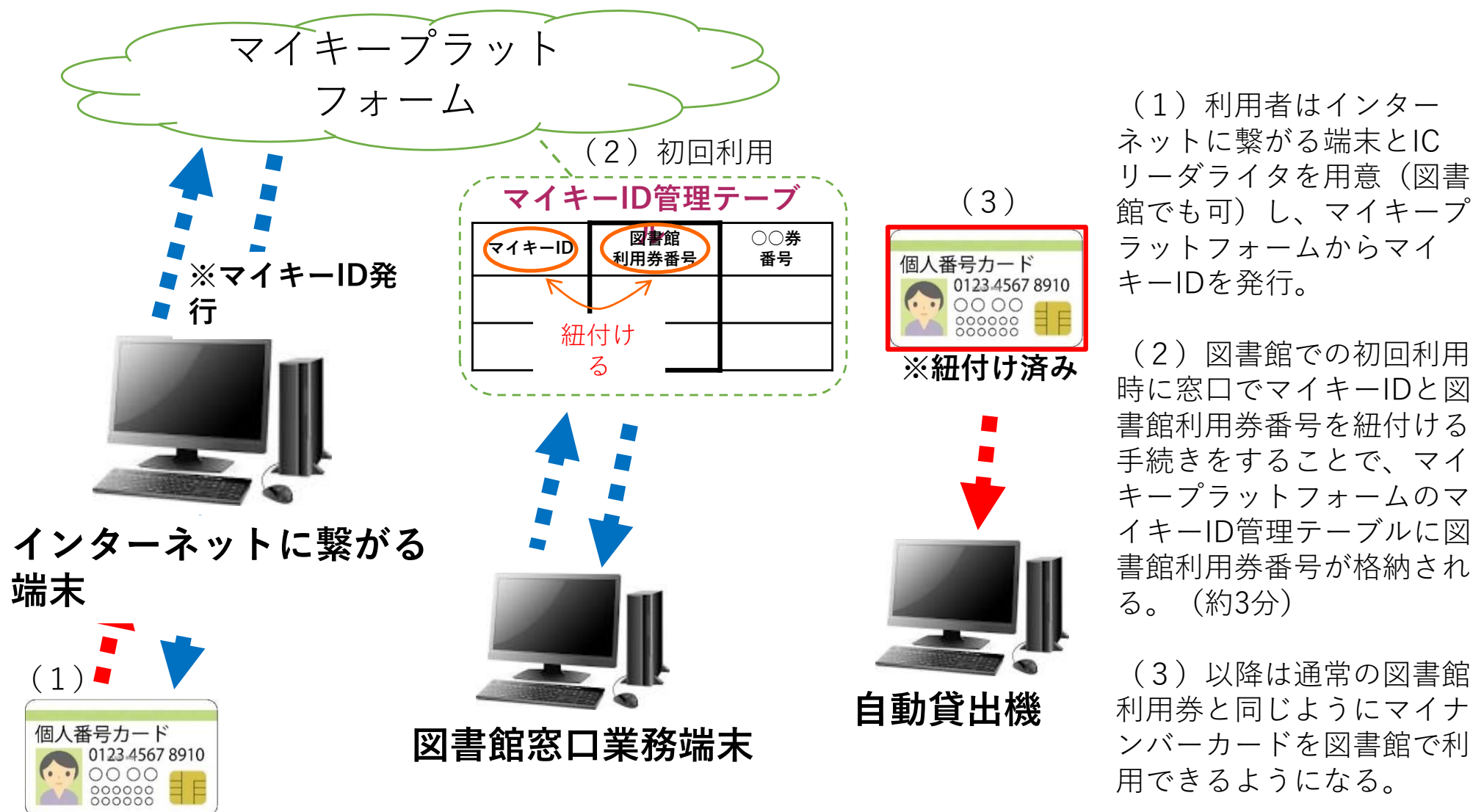
<オンライン申請> <証明書のコンビニ交付>

デジタル技術の活用により、地方自治体における災害対応や被災者支援を円滑化

マイナンバーカード利用のための手続き

愛知県小牧市の事例
電子証明書方式

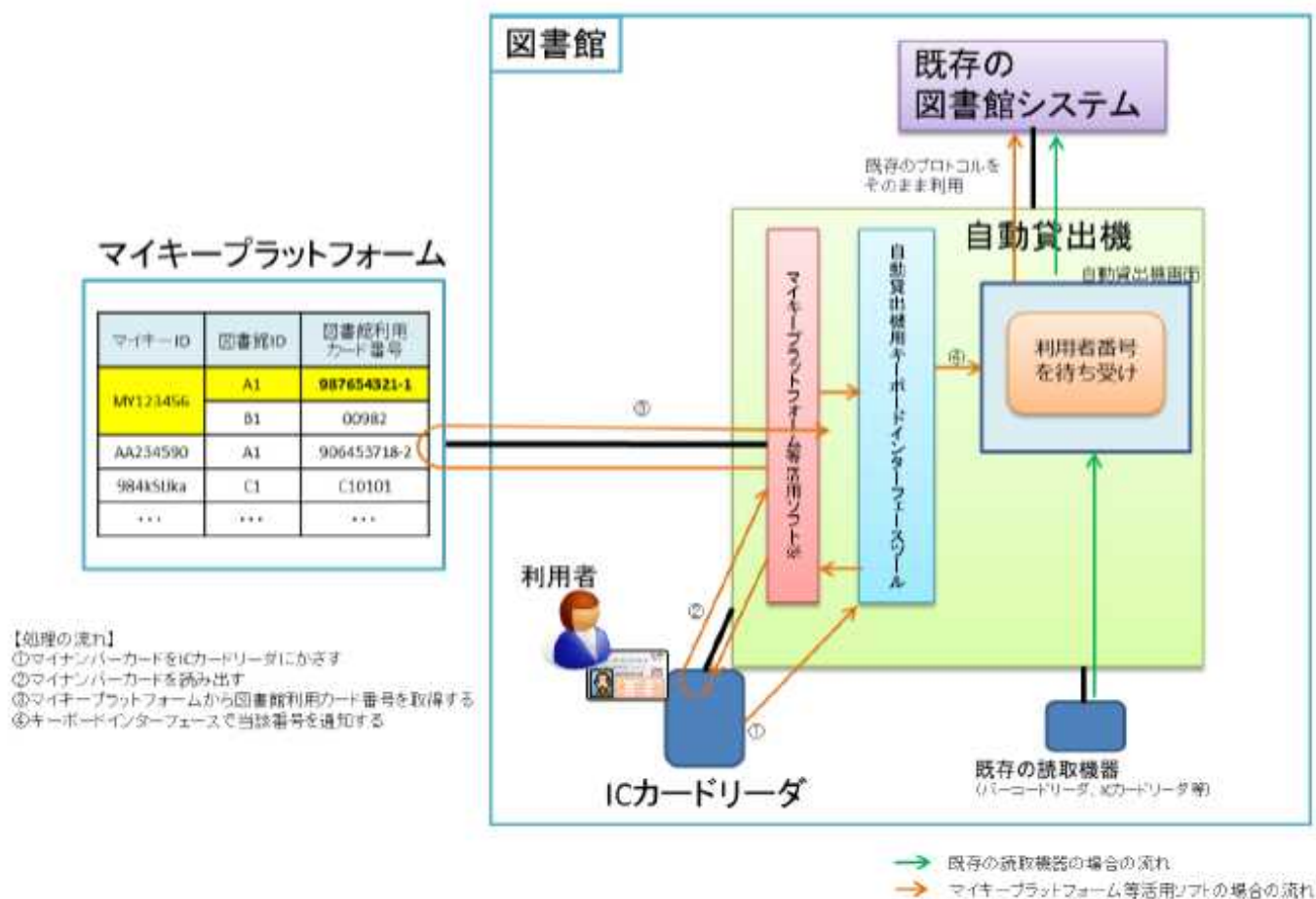
約3分の手続きでマイナンバーカードでの貸出が可能に



マイナンバーカードによる自動貸出機の流れ

愛知県小牧市の事例
電子証明書方式

利用者番号を紐付けることで、利用者カードがなくても貸出が可能



- ①マイナンバーカードをICカードリーダーにかざす。
- ②マイキープラットフォーム等活用ソフトを使用しマイキーIDに紐付いたサービスIDをマイキープラットフォームへ照会。
- ③照会したサービスIDを自動貸出機用キーボードインターフェースツールがアクティブになっている画面に表示。



自動貸出機とICカードリーダー

平成31年1月「図書館共同システム-自動貸出機キーボードインターフェースツールインストールツール手順書」より

マイナンバーカード利用を増やすための取組み

愛知県小牧市の事例
電子証明書方式

広報誌への掲載

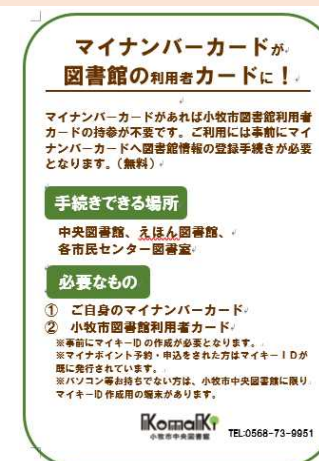
4 ページに渡り中央図書館を紹介するとともに、マイナンバーカードを利用者カードとして利用できる旨を掲載



利用者の利便性向上のため、マイナンバーカードやスマートフォンを利用者カードとして利用できるサービスも行います。なお、図書館の利用には、利用者番号 (ID) が必要です。登録の際には、住所・氏名・生年月日が確認できるものをご持参のうえサービスデスクまでお越しください。

マイナンバーカード交付時にチラシの配布

市民窓口課にて、マイナンバーカード交付時にサービス案内のチラシを配布してもらうよう依頼



みっきい☆健康アプリ（アスリブ）の概要



市民の健康増進を行いながら、デジタル化社会に慣れ親しんでいただくため、マイナンバーカードで本人認証が行えるスマートフォンのアプリケーション「みっきい☆健康アプリ」を開始しました。

「みっきい☆健康アプリ」の概要

市民の皆さまに、健康づくりを行いながら、デジタル社会に慣れ親しんでいただくため、スマートフォンのアプリケーションを活用した「みっきい☆健康アプリ」を開始しました。



ポイント付与対象

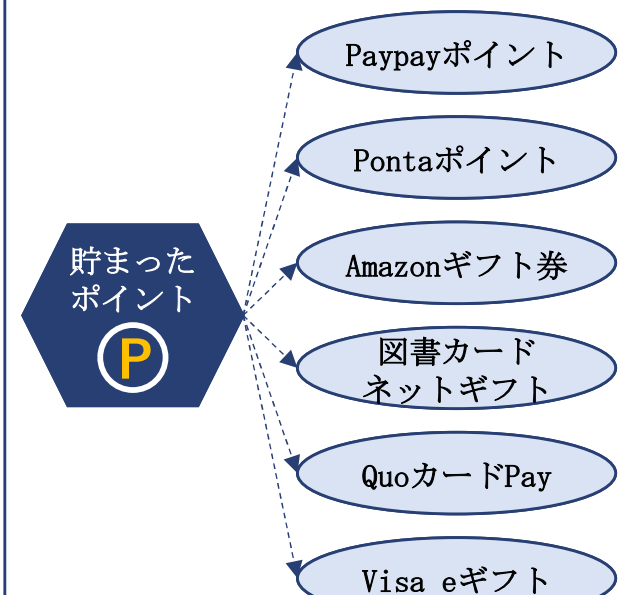
町ぐるみ健診などの受診をはじめ、毎日のウォーキングや運動、健康イベントの参加などでポイントを獲得できます。

（以下は、みっきい☆健康アプリ健康ポイント付与対象の一例です。）

ポイント項目 (一例)	付与ポイント数	付与回数
新規登録ポイント	1,000	初回のみ
けんしん結果記録ポイント	500	1回/年度
大腸がん検診受診ポイント等	100	
ウォーキングポイント※	10	1回/日
健康記録ポイント(体重)等	1	

ポイントの活用方法

貯まったポイントはマイナンバーカードで本人確認を行うことにより、電子マネーに交換し、お買い物に利用できます。



「みっきい☆健康アプリ」の詳細は以下URLをご参照下さい。
<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/29/51476.html>

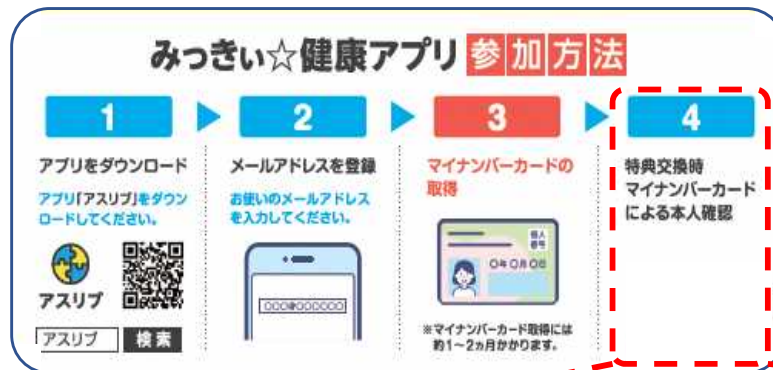
三木市ホームページはこちらです。



みっきい☆健康アプリ（アスリブ）の概要



市民の健康増進を行いながら、デジタル化社会に慣れ親しんでいただくため、マイナンバーカードで本人認証が行えるスマートフォンのアプリケーション「みっきい☆健康アプリ」を開始しました。



みっきい☆健康アプリ（アスリブ）では、特典交換時にマイナンバーカードを用いた本人確認を実施しています。
本人確認の流れは以下の通りです。



1. 重点計画・市民カード化構想

2. 電子証明書の利用

(1) 有効性確認等の機能を提供する基盤

① インターネットセグメントシステムの基盤
～ マイキープラットフォーム

② L G W A N・マイナンバーセグメントの基盤
～ 地方認証プラットフォーム

(2) 暗証番号の入力等を要しないサービス・場面におけるマイナンバーカードの採用

3. カードアプリの利用

4. 事例紹介

5. お問い合わせはこちら

お問合せはこちら

■ 本資料に対する問合せ先は、以下のとおりです。

○ マイナンバーカードの利用一般について

デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード・OSS班

メールアドレス： mynumber_team@digital.go.jp

○ マイキープラットフォームについて

デジタル庁国民向けサービスグループマイキープラットフォーム担当

メールアドレス： mykeypf@digital.go.jp

○ マイナンバーカードAP搭載システム及び地方認証プラットフォームについて

地方公共団体情報システム機構カードAP搭載システム担当

地方認証PF担当

メールアドレス： icss01@j-lis.go.jp

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年2月	v1.0	－
令和5年3月	v1.1	体裁修正
令和5年6月	v1.2	重点計画の差替／MKPFの概要の更新及び詳細の追加／地方認証PFの改修内容及びスケジュール等追加／PINなし利用クライアントソフトについて追加／バージョン情報追加
令和5年7月	v1.3	事例紹介等の追加等
令和5年9月	v1.4	マイナンバーカード利活用事例数について、今年度調査の結果を追加 掲載事例の変更
令和5年10月	v1.5	「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムの普及に向けたカタログ（第1版）」ほか関連2ページ追加／「マイナンバーカード利用のための共通基盤・汎用ツールの情報発信」を追加／「マイナンバーカードの活用事例」追加